

(仮称) 第3次宇都宮市緑の基本計画

—骨子案—

2022年8月

宇 都 宮 市

—目次—

I. 計画の改定にあたって.....	1
第1章 緑の基本計画の役割・位置づけ.....	2
1. 計画策定の背景と目的.....	2
2. 計画の位置づけ.....	3
第2章 緑を取り巻く環境の変化.....	5
1. 宇都宮市の緑の形成史.....	5
2. これからの宇都宮市のまちづくりの方向性.....	9
3. 緑の役割の拡大.....	16
第3章 宇都宮市の緑の現況と課題.....	20
1. 本市の緑の構造.....	20
2. 本市の緑の状況.....	32
3. 市民意識.....	44
4. 前計画の成果.....	49
5. 機能別にみた緑の状況.....	52
6. 計画改定の課題.....	56
II. 全体構想.....	61
第1章 基本的な方向性.....	62
1. 基本理念.....	62
2. 緑の将来像.....	63
3. 基本方針.....	64
4. 緑の目標水準.....	65
5. 緑の配置方針.....	66
第2章 リーディングプロジェクト.....	67
1. リーディングプロジェクトとは.....	67
2. リーディングプロジェクトの展開.....	68
第3章 将来像実現に向けた施策の展開.....	69
第4章 緑化重点地区・保全配慮地区.....	70
III. 地域別計画.....	71
IV. 計画の実現に向けて.....	72

・ 第1回懇談会で協議済
・ 本日の協議事項(1)

・ 本日の協議事項(2)

・ 次回懇談会で提示

I. 計画の改定にあたって

第1章 緑の基本計画の役割・位置づけ

1. 計画策定の背景と目的

わたしたちのふるさと宇都宮市は、関東平野の北端と日光連山から連なる山地との境に位置しています。鬼怒川、田川、姿川の3本の河川が流れ、その間に形成された台地に、市街地が広がっています。北部の山地から延びる丘陵の先端部に二荒山神社が位置し、中世から現代に至るまで、本市の中心地となっています。このように宇都宮は、水と緑が市街地を取り囲み、都市活動と自然とのふれあいが共存するまちとして、発展を続けてきました。

これまで本市は、みどりの保全と創出の総合的な計画である「緑の基本計画」を約20年間にわたり運用し、その結果、山林等の豊かなみどりの保全、都市部における公園の増加など一定の成果を挙げてきました。

本市は現在、大きな転換点を迎えています。地球環境問題の深刻化、ヒートアイランド現象による都市生活の快適性の低下、激甚化・頻発化する豪雨災害被害など、本市の持続的な発展を脅かす課題がいくつも存在しています。さらに、これまで増え続けてきた人口は、平成29(2017)年の約52万人をピークに減少局面を迎えました。

こうした中、本市は、本格化する人口減少社会においても、市が人や企業から選ばれ、将来にわたり発展し、世界共通の目標であるSDGsに貢献する、子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち「スーパースマートシティ」の実現を、目指すべき将来像として掲げました。

この時代の転換点にあって、複雑化する課題を解決し、「スーパースマートシティ」を実現させるため、市民、事業者、行政が一体となって、みどりが有する多様な機能を生かして持続可能な地域づくりに取り組む必要があります。

本市のまちづくりに関わる多くの人と、みどりの取組の方向性を共有し、連携しながら取組を推進するため、緑の将来像や基本方針、具体的な施策展開等を定めた「(仮称)第3次宇都宮市緑の基本計画」を策定しました。

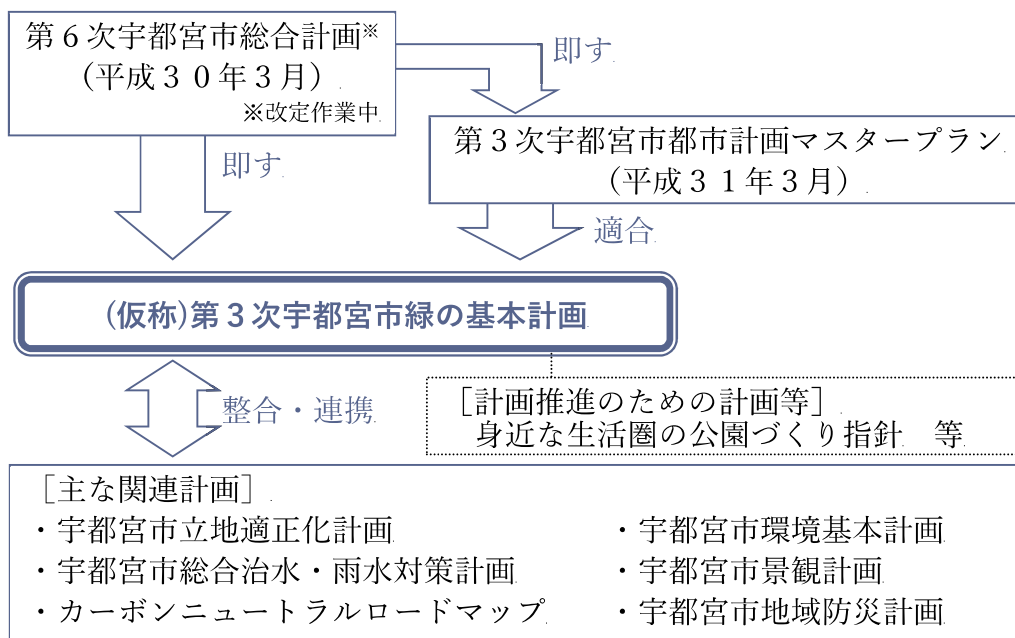
2. 計画の位置付け

(1) 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」とは、都市緑地法第4条に基づき、市町村がその区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する取組を総合的かつ計画的に実施するために定めるものであり、その目標と実現のための施策等を内容とする緑とオープンスペースの総合的な計画です。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、宇都宮市総合計画（※改定作業中）に基づき、快適な住環境と自然豊かな都市環境の創出を図るための個別計画に位置付けています。



計画の位置付け

(3) 計画期間

本計画の計画期間は令和 5（2023）年から令和 14（2032）年の 10 年間と定め、目標年次を令和 14（2032）年とします。

(4) 計画対象範囲

本計画の計画対象範囲を宇都宮市全域とします。

(5) 対象とする緑

緑の基本計画において、「緑」は、樹林地や街路樹、農地、草花、芝生、水面など全ての緑を対象とします。したがって、公園や道路など、公共施設における緑のほか、民有地の庭や花壇等の緑も含んでいます。



対象とする緑の範囲
出典：第2次宇都宮市緑の基本計画

第2章 緑を取り巻く環境の変化

1. 宇都宮市の緑の形成史

(1) 原始・古代 ～現代につながる緑の骨格の形成～

今から約 2300 万年～1900 万年前に、地殻変動によりユーラシア大陸から引き裂かれた大地において、経年的に隆起と沈降が繰り返されたことで今日の日本列島、そして宇都宮市を構成する日光連山から続く山地、丘陵地、河川沿いの低地といった地形が形成されました。また、約 1500 万年前には、海底火山の噴火により噴出した火山灰が海底に堆積したことで大谷石層が形成され、現在の大谷の特徴的な景観が形作られました。3～4 万年前には、大陸から人が移動し日本列島に人が住み始めたと言われ、国指定史跡飛山城跡でその時期の人の暮らしの痕跡が見つかっています。



大谷地域の景観

弥生時代後期になると、雀の宮を中心に田川・姿川とその支流の広い平野に小規模な稲作を営む集落が形成されるようになり、古墳時代から本格的に稲作が行われるようになりました。



河川沿いの農地

約 1600 年前の仁徳天皇時代には、「下之宮」の地（現在の馬場通り 3 丁目）に豊城入彦命を祀ったことを起源に宇都宮二荒山神社が創建され、838 年に、宇都宮丘陵の南端にあたる現在の場所に移されました。



宇都宮二荒山神社

(2) 中世・近世 ～二荒山神社を中心とするまちの形成～

奈良・平安時代には、河内郡内の拠点的なムラ（郷）として、宇都宮二荒山神社の南側に「池辺郷」が形成されました。宇都宮二荒山神社は、この地域の守り神として信仰を集め、その門前が中心的なまちとして発展していきました。また、社務職を務めていた宇都宮氏が、門前町のさらに南に居館を構えたことにより、宇都宮城の城下町としても栄えました。

江戸時代になると、宇都宮城主となった本多正純によって、近世城下町の整備、日光街道・奥州街道の付け替えが行われ、現在の中心市街地の骨格が作られました。これにより、日光参拝や参勤交代の宿場町として発展するとともに、2つの街道と鬼怒川や姿川における水運により産業も発達しました。



白沢宿

江戸時代末期には、農村部で新田開発の動きが活発化し、二宮尊徳による通水事業等によって、徳次郎や宝木地区に肥沃な田園地帯が形成されました。田園地帯では今も、風雨順調・五穀豊穡を祈願する獅子舞や天祭が継承されています。



宗円獅子舞

出典：宇都宮市の歴史と文化財<<https://utsunomiya-8story.jp/story/story8/>>

(3) 近代～昭和 ～変化するまちづくりの中で緑の喪失と創出を経験～

1884年に大通りの貫通工事や諸官庁、学校などが整備され、1885年に東北本線が開通し、町人地のある延長上に宇都宮駅が開設されたことで、東西に延びる現在の中心市街地が形成されていきました。

20世紀に入ると、宇都宮は軍都として国防上重要な役割を担うことになりました。師団長官舎前の軍道には多数の桜が植えられ、今も桜の名所となっています。戦時、空襲によって緑が消失しましたが、戦後復興のための土地区画整理により、公園や街路樹を整備したことで、緑が再びまちに姿を見せることとなります。

その後、昭和29年から30年にかけて、隣接1町10か村を合併編入し、都市基盤の整備を進め、近代的な商業都市としての基礎を整えました。昭和35年以降は、宇都宮工業団地や清原工業団地等の造成をはじめ、積極的に工業振興策を推進し、また昭和59年には、「宇都宮テクノポリス」の地域指定を受け、産・学・住が有機的に結ばれたまちづくりを進めてきました。こうした高度経済成長期における郊外部の開発等によって樹林や農地は減少しました。また、昭和47年に東北自動車道が、昭和57年には東北新幹線が開通するなど、交通網が急速に整備され、特に、平成3年6月の東北新幹線の東京駅乗り入れにより、東京圏との交通は一層便利になりました。さらに、平成23年には北関東自動車道が全面開通し、南北・東西の動脈の結節点として、人や物の交流が一層盛んになっています。

(4) 現代 ～都市と自然のバランスがとれた中核都市～

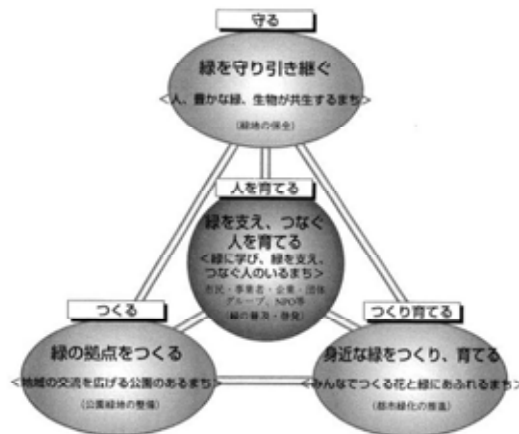
原始から続く豊かな山林は、サイクリングや大谷での観光振興に活用されています。都心部では、かつて門前町や城下町として栄えた空間が今も中心市街地であり、戦後復興で整備された公園や街路樹が人々の多様な活動空間として活用されています。また、釜川プロムナードやシンボルロードのハンギングバスケットなど、緑とオープンスペースを活用した賑わい創出の取組が展開されています。さらに今後は、LRTによる新たな公共交通網が誕生し、沿線周辺を中心にまちが生まれ変わろうとしています。郊外部では、首都圏に位置する優位性を生かして、水稻を中心に多様な農業が展開されています。

現在、新型コロナウイルス感染症が発生し、移動制限や3密回避等が求められる中、身近な公園や緑地の重要性が再認識されています。

これまでの緑の基本計画

宇都宮市では、都市化の進展に伴う緑の減少が進む中において、2002年に、第1次となる緑の基本計画を策定しました。第1次計画は、「人と緑の調和」を大きなテーマとし、当時から、緑の多様な機能を生かしていく考え方が示されていました。

その後、将来的な人口減少が予測される中で、2008年に策定した総合計画の将来都市構造にネットワーク型コンパクトシティを掲げ、その実現への貢献を目指して、2011年に第2次緑の基本計画を策定しました。第2次計画では、将来像の視点に「緑のネットワーク形成」が加わり、基本目標には、緑によって課題を解決し、安心して快適に暮らしていけるまちの実現を目指す考え方が示されました。



第1次計画の緑の将来像イメージ

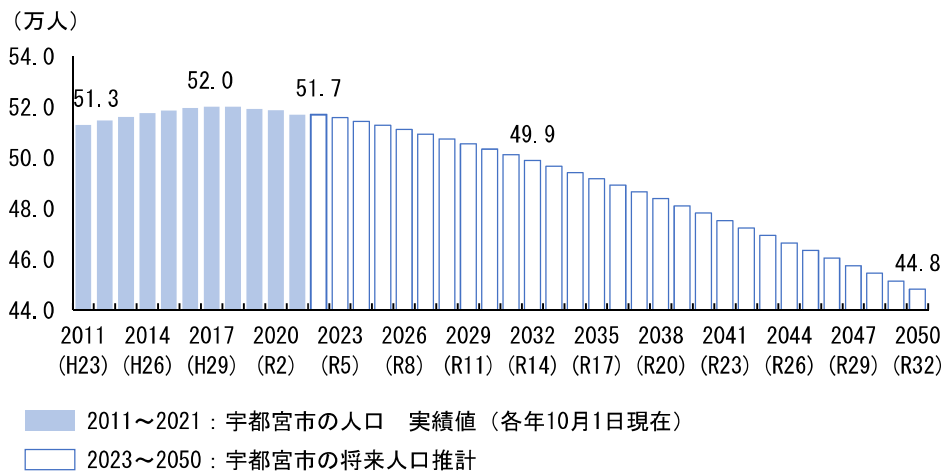


第2次計画の緑の将来像イメージ

2. これからの宇都宮市のまちづくりの方向性

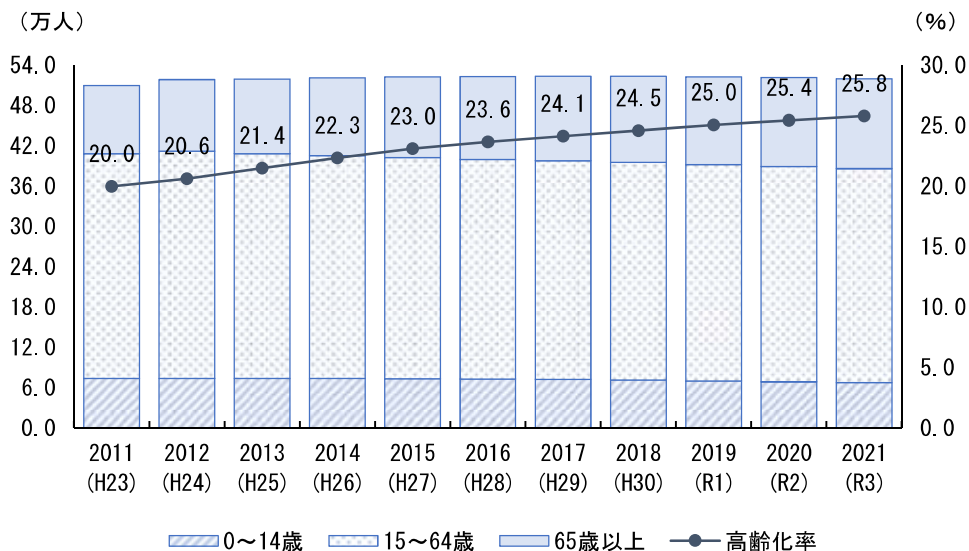
(1) 人口動向

宇都宮市の人口は、令和3（2022）年10月現在、516,498人となっています。平成29（2017）年の約52万人をピークに減少局面を迎えており、今後もその傾向が続くことが予想されています。また、平成25（2013）年には、高齢化率が21%を超えたことで超高齢社会を迎えています。



宇都宮市の人口動向

出典：宇都宮市統計書令和3年版（令和4年4月）、宇都宮市人口ビジョン（令和2年3月）



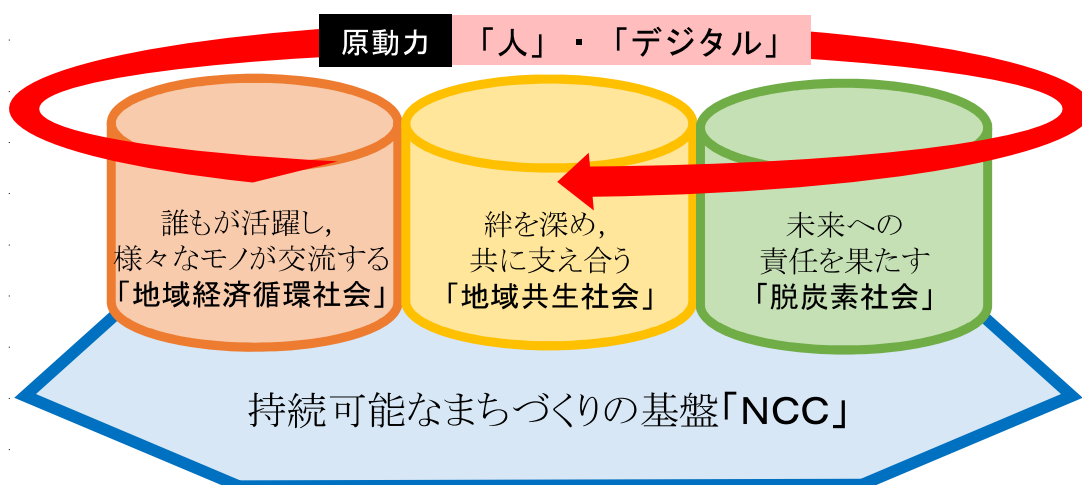
宇都宮市の年齢3区分別人口の推移（各年12月末日現在）

出典：宇都宮市統計書 令和3年版（宇都宮市，令和4年4月）

(2) スーパースマートシティ

宇都宮市では、社会環境が急速に変化する中であっても、市内外から選ばれる高い都市力を備え、将来にわたって成長力を確保できるまちづくりに取り組んでいく必要があります。第6次宇都宮市総合計画に掲げる「将来のうつのみや像（都市像）」を実現し、SDGsの達成にも貢献していくため、概ね2030年頃を見据えた具体的なまちの姿として、「子どもから高齢者まで、誰もが豊かで便利に安心して暮らすことができ、夢や希望がかなうまち『スーパースマートシティ』」の実現を目指すことを掲げています。

スーパースマートシティの実現に向けて、土台となるネットワーク型コンパクトシティの形成をより一層推進しながら、人とデジタルを原動力に、地域住民の絆を深め、共に支え合うことができる「地域共生社会」、誰もが活躍し、多種多様なモノが交流する「地域経済循環社会」、二酸化炭素排出量を実質ゼロとし、未来への責任を果たす「脱炭素社会」の3つの社会の構築を進めていくこととしています。

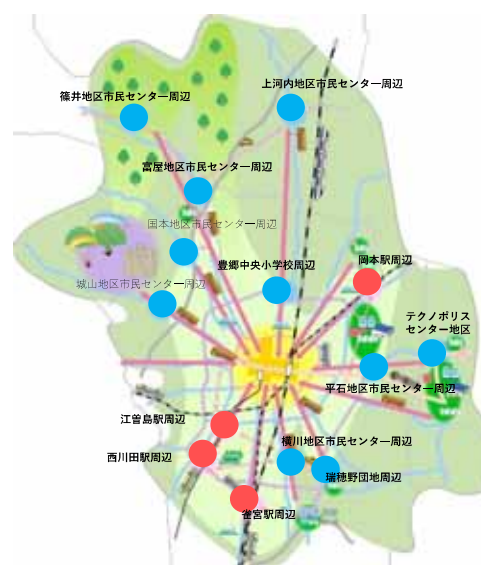
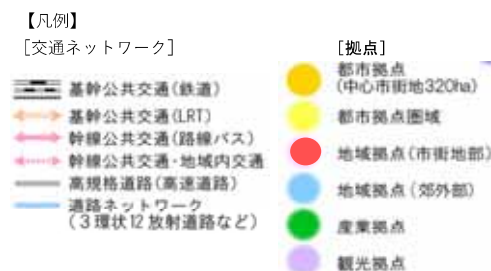


スーパースマートシティの構成イメージ

(3) ネットワーク型コンパクトシティ

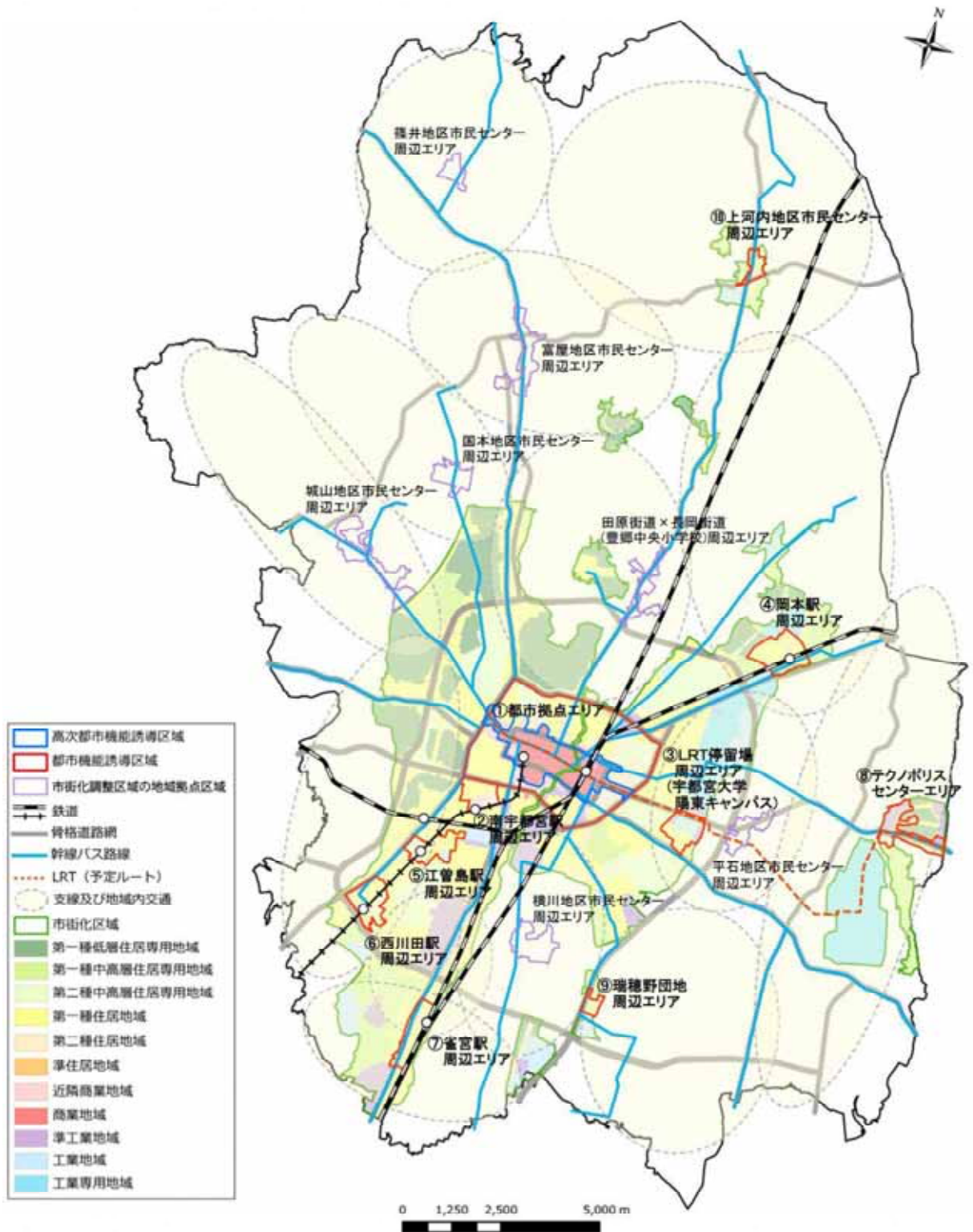
宇都宮市の都市構造は、高度な都市機能が集積した中心部と、それを囲み中心部から放射状に伸びた道路や市内を巡る環状道路網などで結ばれた地域から成り立っています。こうした都市の成り立ちを踏まえ、中心市街地を核とした都市拠点を形成しながら、各地域の既存コミュニティ、産業団地、観光地などに、それぞれの特性を踏まえた地域拠点、産業拠点、観光拠点を形成するとともに、都市の骨格となる交通網から日常生活の身近な移動を支える交通網まで、階層性を持った軸によって拠点間の連携・補完を図ることにより、各拠点が役割を補完し合う多極型の都市構造である「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現を目指しています。

- ・市内の各地域に拠点を定め、各拠点を交通ネットワークで結ぶ
- ・市街地部と郊外部にある、各拠点が持つ特性がバランスよく調和したまち



出典：ネットワーク型コンパクトシティ形成ビジョン（2015年2月）

市は立地適正化計画を策定し、拠点等への緩やかな居住集約、多様な居住の場の形成、中心市街地等の活性化などを進めています。



都市機能誘導区域と交通ネットワークの配置
出典：宇都宮市立地適正化計画

(4) 都心部の活性化

NCCの形成をより一層推進するため、市民・事業者・行政等が、LRTを基軸とした公共交通と一体となった魅力ある都心部の目指すまちの将来像を共に描き、それに向かって協働で取り組むため、「都心部まちづくりビジョン」を令和4年2月に策定しました。

全体方針：地域資源を活かしたストーリー性のある街づくり。
視点①ウォークブルなまちづくり。
視点②ICTなど先進技術の活用や脱炭素を推進
視点③多様な主体が連携したにぎわい。



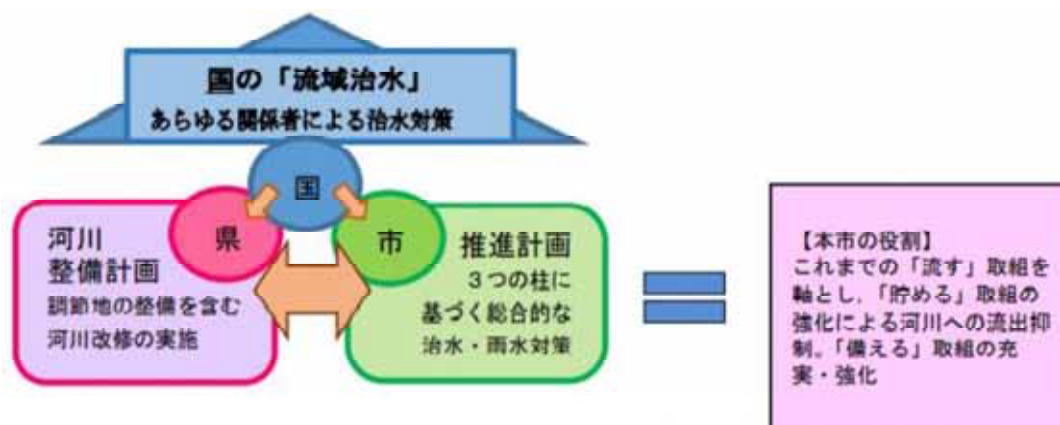
出典：都心部まちづくりビジョン(R4.2)

(5) 総合的な治水・雨水対策の強化

近年、自然災害が頻発化・激甚化しており、令和元年東日本台風（台風19号）では、宇都宮市内においても田川の氾濫が発生し、広い範囲で被害が生じています。こうした中、宇都宮市では、令和2年2月に宇都宮市総合治水・雨水対策基本方針を、令和3年5月に宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画を策定し、「流す」、「貯める」、「備える」の3つを柱として、計画的な治水施設の整備、雨水貯留・浸透施設設置費の補助など、近年の局所的豪雨や台風による被害軽減に努めています。

特に、「貯める」の分野では、公園における貯留・浸透施設の整備や、農地、森林の保全によって保水能力を高め雨水の流出抑制を図る取組等、公園緑地の分野にも取り組みが期待されています。

その中でも、宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画の策定に先立つ事業として、水田に降った雨水を一時的に貯留する「田んぼダム」の整備に向けた実証実験を行っており、田川流域における浸水シミュレーションの結果、被害の軽減効果が確認されています。



流域治水と推進計画の関わり方
出典：宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画

(6) 環境都市うつのみやに向けた取組

地域新電力会社による再生エネルギーの地産地消, LRT 沿線における脱炭素化促進事業, 大谷石採取場跡地内の冷熱エネルギー活用等に取り組むほか, 2050 年カーボンニュートラルの実現に向けて, 市民・事業者・行政が一丸となって取り組むための「宇都宮市カーボンニュートラルの実現に向けた基本方針(令和4年3月)」を定めた。



(7) 生物多様性保全の取組

本市における生物多様性の保全していくため, 平成28(2016)年3月に, 市全域を対象とする「うつのみや生きものつながりプラン」(宇都宮市生物多様性地域計画)を策定し, 総合的な生物多様性保全の取組を推進しています。

生物多様性に関する情報発信や環境学習機会の提供, 人材育成等, 生物多様性の大切さを知る取組と, 自然環境の把握・活用や自然環境の保全, 外来種対策等, 生物多様性を守る取組を進めています。なかでも, 自然を守る活動を行っている市民団体の担い手や活動費の不足が課題となっていることから, 市民団体と社会貢献に意欲のある事業者をマッチングし, 活動の活性化を目指す「うつのみや生きものつながり活性化事業」を展開しています。

3. 緑の役割の拡大

(1) グリーンインフラ

グリーンインフラとは、「社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組」（国土交通省、令和元年7月に、「グリーンインフラ推進戦略」による整理）です。

グリーンインフラは、緑地をはじめとする自然環境を保全・創出にとどまらず、自然環境が持つ機能の発揮を通じて、社会が抱える課題の解決に結び付けていく考え方に基づいています。緑の基本計画においても、社会課題が多様化・複雑化する現在、グリーンインフラを取り入れていくことが必要です。

グリーンインフラの特徴と意義

① 機能の多様性

- ・自然環境が有する多様な機能を活用していく取組みです。
多様な機能の例：生物の生息・生育の場の提供，雨水の貯留・浸透による防災・減災，水質浄化，水源涵養，植物の蒸発散機能を通じた気温上昇の抑制，良好な景観形成，農作物の生産 等
- ・こうした機能は、個別の施設にとどまらず、エリア全体の資源や空間を活かすことで、より効果的・多面的に機能を発揮することが期待されます。

② 多様な主体の参画

- ・多様な機能を活用していくことから、地域住民との協働や民間企業との連携により、多様な主体が関与することが期待されます。
- ・様々な人がグリーンインフラの取組に関わることで、コミュニティの形成や、外出機会の創出による心身の健康増進も期待されます。

③ 時間の経過とともにその機能を発揮する

- ・グリーンインフラの機能は、植物の生育など時間の経過とともに変化する特徴があります。
- ・したがって、適切にマネジメントする必要があり、地域住民等の多様な主体が参画して、持続的に維持管理していくことが期待されます。

(2) 都市緑地法等の改正

平成 29 年に、都市の緑を民間の活力を生かしながら保全、活用していくため、都市緑地法、都市計画法、都市公園法等が改正されました。この改正を通じて、緑の基本計画に定める事項等が拡充され、都市公園の管理の方針や農地に関する方向性が盛り込まれました。



(3) 生物多様性保全への対応

「生物多様性国家戦略 2012-2020」の中で、緑の基本計画に期待される生物多様性の保全の役割がより明確化されました。

緑の基本計画内に生物多様性確保の観点をどのように取り入れれば良いかを解説した「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が策定(平成 30 年 4 月)されるなど、緑の基本計画のなかで生物多様性に対応する重要性が高まっています。

(4) 流域治水関連法の成立

近年の全国各地での水災害が激甚化・頻発化，気候変動の影響による降雨量や洪水発生頻度が全国で増加することが見込まれていることを受けて，上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し，国や流域自治体，企業・住民等，あらゆる関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高めるため，「流域治水関連法」が整備されました。

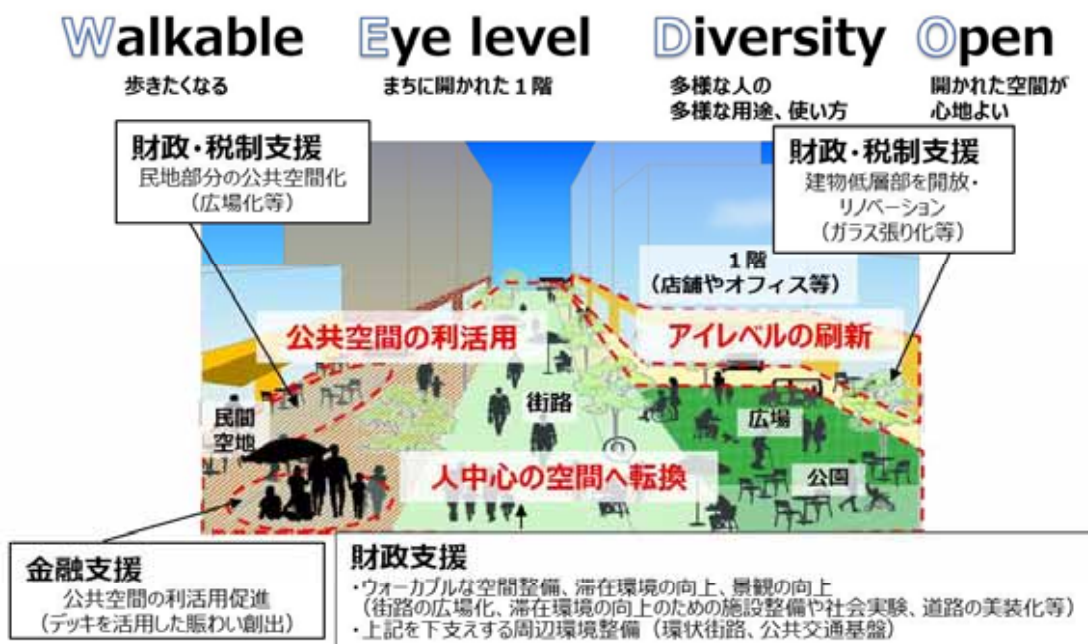
多様な方策が示されている中，「雨水の貯留浸透機能を有する都市部の緑地の保全」など緑行政による取組が必要な方策も位置付けられました。

(5) ウォーカブルなまちづくり

令和2年に，ウォーカブル推進法（改正都市再生特別法）が成立しました。これは，人口減少や少子高齢化が進み，商店街のシャッター街化などによる地域の活力の低下が懸念される中，都市の魅力を向上させ，まちなかににぎわいを創出するため，官民連携して，まちなかに交流・滞在空間を創出することを目指すものです。

ウォーカブルな空間整備に向けては，公園や広場，街路，公共空間などのオープンスペースの活用が，重要な取組となります。

○「居心地が良く歩きたくなる」空間のイメージ



(6) カーボンニュートラルの実現

カーボンニュートラルとは、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させることを意味します。2020年、政府は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。これは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しており、カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減 並びに 吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

カーボンニュートラル宣言を受けて、国は「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を策定しました。これは、カーボンニュートラルを産業構造や経済社会の変革を通じた、大きな成長につなげようとするものです。

(7) SDGs

SDGsは、「Sustainable Development Goals」の略で、2015年9月の国連サミットで採択された2030年までの長期的な開発の指針「持続可能な開発のための2030アジェンダ」における「持続可能な開発目標」です。

内閣府は、持続可能なまちづくりや地域活性化に向けた取組推進を、SDGsに沿って進めることで、政策全体の全体最適化、地域課題解決の加速化という相乗効果が期待でき、地方創生の取組の一層の充実・深化につなげることができると整理しています。

ストックホルム・レジリエンス・センターによるSDGsの構造化によると、「経済」の発展は「社会」によって成り立ち、「社会」は、人々が生活するために必要な「環境」によって成り立っています。



SDGs ウエディングケーキモデル

図：ストックホルム・レジリエンス・センターの図に加筆

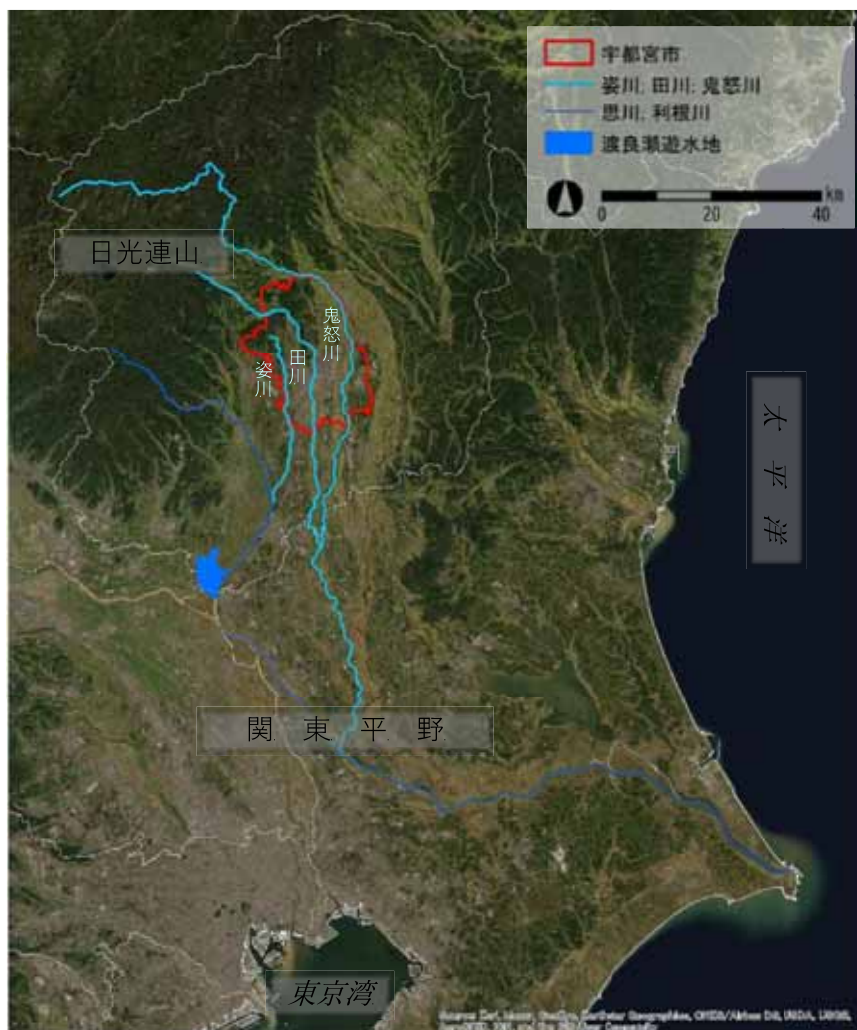
第3章 宇都宮市の緑の現況と課題

1. 本市の緑の構造

(1) 広域的にみる本市の緑

本市は東京から北に100km、栃木県のほぼ中央に位置しています。

市内北西部には日光連山から続く丘陵地や扇状地が分布し、なだらかな山地となっています。市内中央部の北部には、丘陵地がくさび状位置しており、その周辺部は数段の洪積台地と沖積低地からなる平地となっています。南部には、関東平野の北端にあたる平野が広がっています。宇都宮市は日光連山から連なる山地と関東平野の北端の境に位置する里山都市と呼ばれています。



(2) 本市の緑の構造

1) 地形・流域

市内西部には鬼怒川，中央部には田川，西部には姿川が南北に流れており，上流部や下流部に位置する市町村と広域的に連続する流域を有しています。

2) 本市の緑の構造

宇都宮市には，日光連山から続く山林が北西部に位置し，そこから市の中心部に宇都宮丘陵が延びています。丘陵の南端部に位置する宇都宮二荒山神社の周辺には門前町が築かれ，後に宇都宮城の城下町として栄えることとなり，現在の市街地へと発展しました。また，市内を南北に流れる鬼怒川，田川，姿川等の河川沿いの低地には，豊かな農地が広がっています。

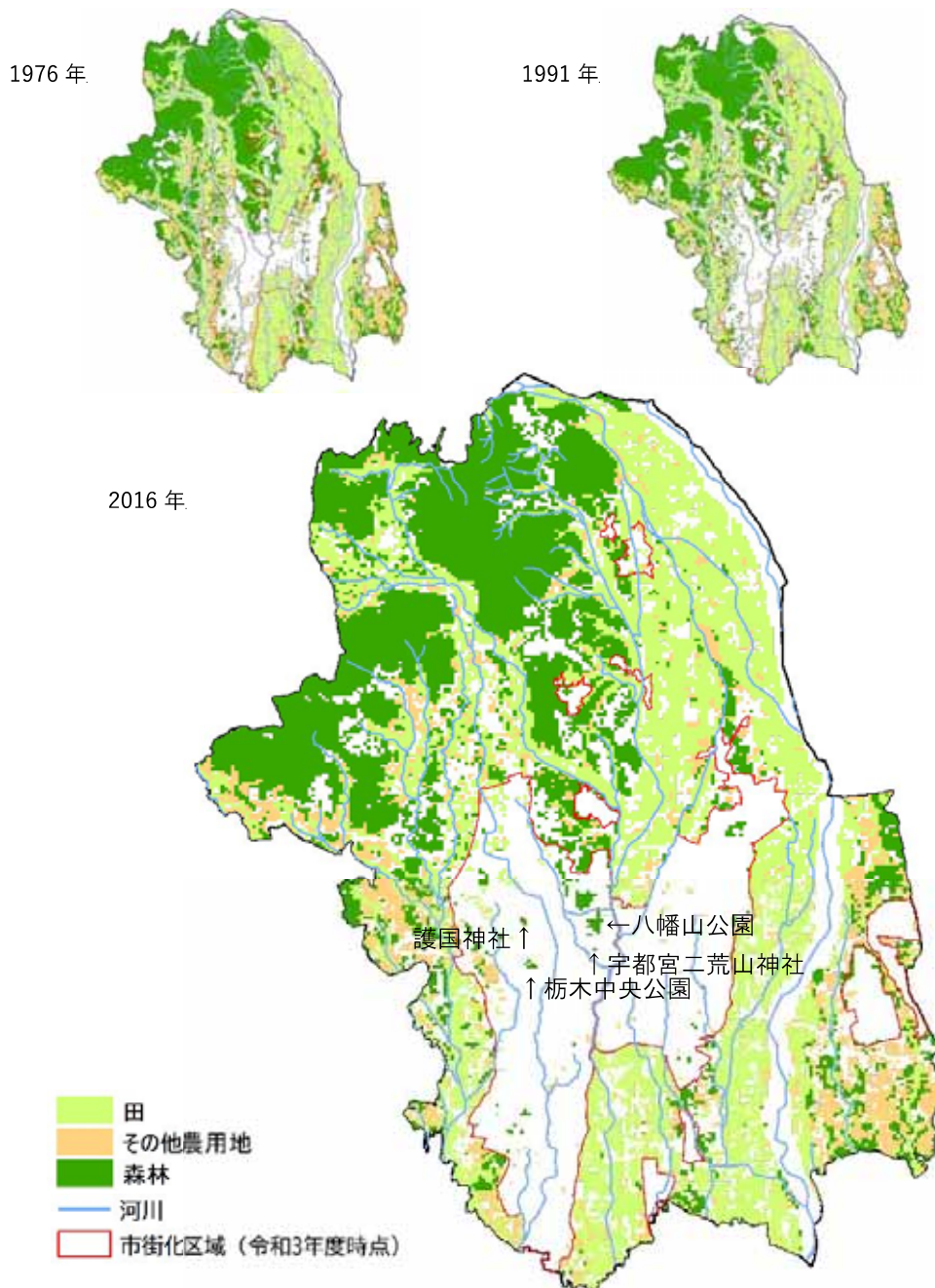
このように，宇都宮市の緑は，山林と，山林から中心市街地へと楔を打ち込むように延びる丘陵の樹林，市街地を囲むように低地に広がる農地によって大きな骨格が構成されています。



3) 緑の分布の変遷

北西部に位置する山地から中心部に向かい丘陵地が伸び、市街地の周辺を農地が囲んでいる本市の緑の分布は、1976年から2016年まで、大きな変化はありません。

しかし、市街地の拡大に伴って、市街地の縁辺部の農地や森林が減少しています。そのなかでも、護国神社や二荒山神社等の社叢林や、栃木県中央公園や八幡山公園、戸祭山緑地といった公園緑地等のまとまった緑地が、現在に至るまで残っています。



宇都宮市内緑地の変遷
出典 国土数値情報「土地利用細分メッシュ」

4) 現在の緑被状況

①市全域

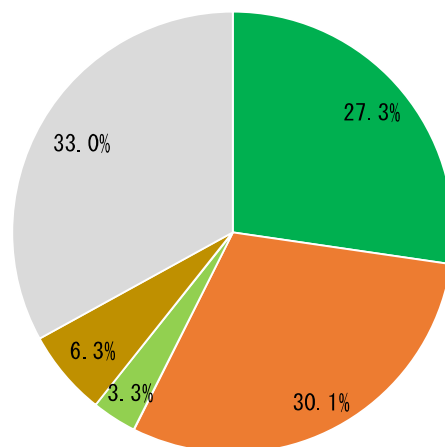
全域において、令和2年度現在の緑被面積※は27,942.6haで、緑被率は67.0%となっています。

緑の区分内訳で、農地の面積が12,572.9haと最も多く、市域の30.1%を占めています。樹林地は11,373.9ha(27.3%)となっており、農地と合わせて市域の約6割を占めています。樹林地は北西部の山地から宇都宮市丘陵の長岡、戸祭山、八幡山公園に至る一帯に、農地は、東部の鬼怒川沿い及び、姿川、田川沿いに広がっています。

※緑被面積：市街化区域内では100㎡以上、そのほかの地域では1,000㎡以上のまとまりのある緑を対象とした。

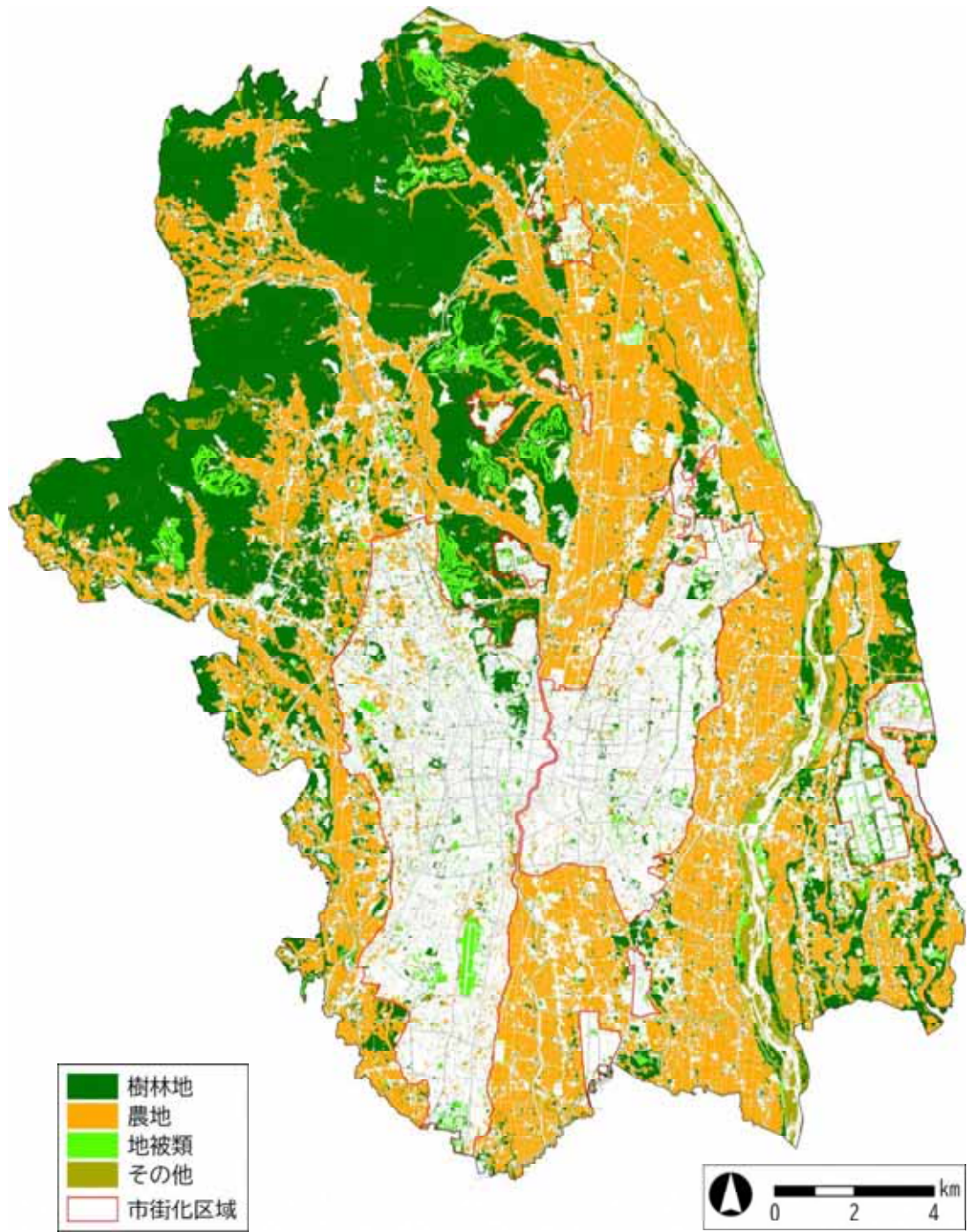
市域全域の緑被面積

緑被の区分		面積(ha)
緑被	樹林地	11,373.9
	農地	12,572.9
	地被類	1,381.1
	その他	2,614.7
小計		27,942.6
緑被以外		13,742.4
合計		41,685.0



■ 樹林地 ■ 農地 ■ 地被類 ■ その他 ■ 緑被以外

市域全域の区分別緑被割合



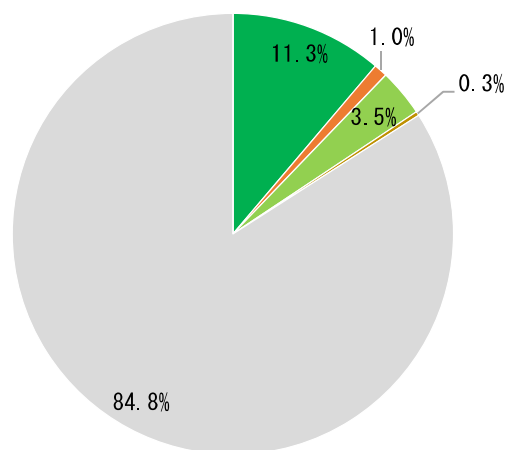
宇都宮市の緑被分布

②中心市街地

中心市街地においては、区域北部の八幡山公園の樹林，中心部にある二荒山神社の樹林，宇都宮城址公園の地被類などにとどまり，緑被率は15.2%と低い状況となっています。

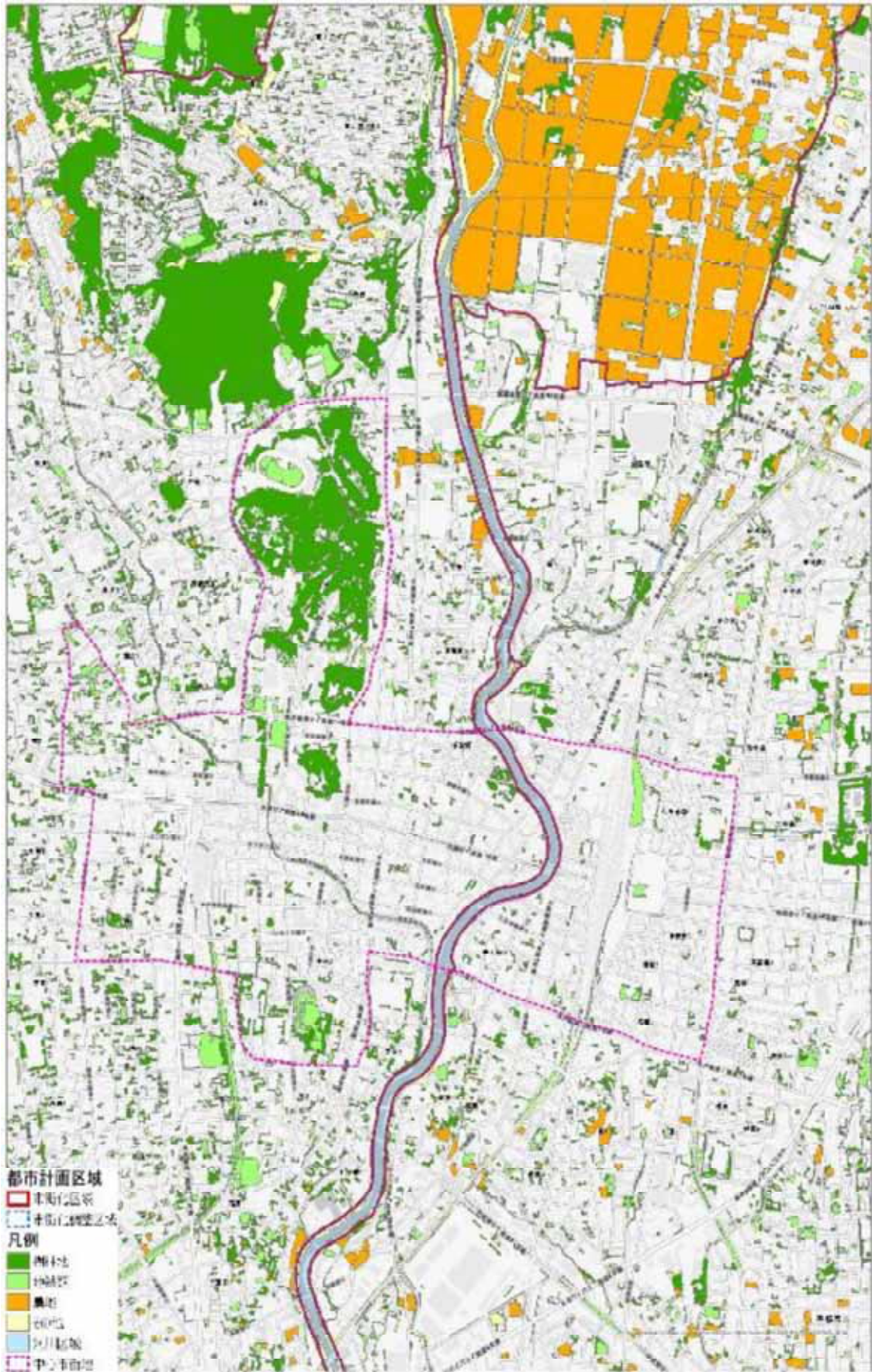
中心市街地の緑被面積

緑被の区分		面積(ha)
緑被	樹林地	36.1
	農地	0.0
	地被類	11.2
	その他	1.1
小計		248.5
緑被以外		271.5
合計		320.0



■ 樹林地 ■ 農地 ■ 地被類 ■ その他 ■ 緑被以外

中心市街地の区分別緑被割合

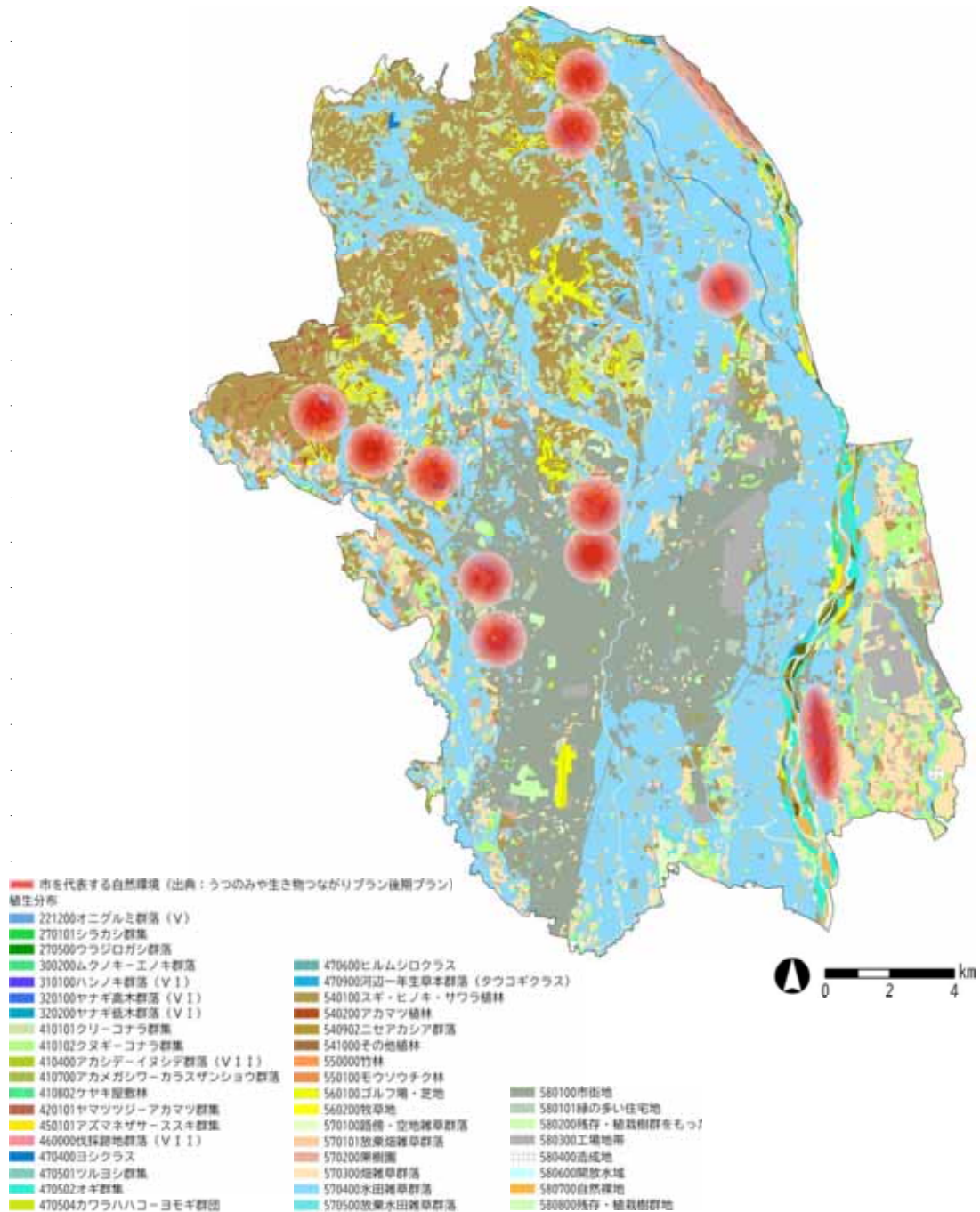


中心市街地の緑被分布

(3) 緑が支える本市の多様な魅力

1) 生き物の生息・生育

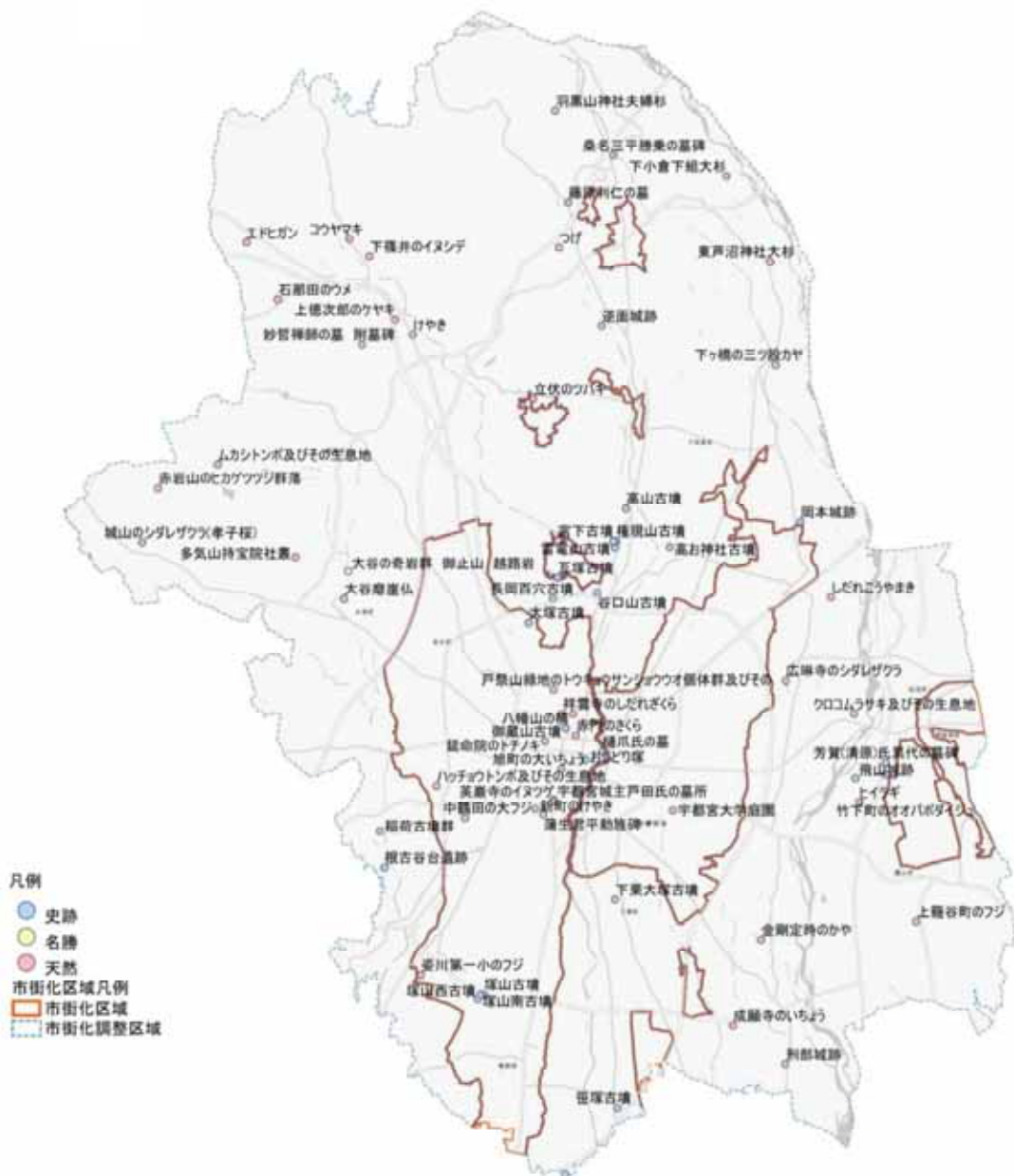
本市には、大規模な市街地とその周辺の農業を営む二次的自然環境、大規模河川の礫河原環境、奥山的な原生森林環境と、多種多様な自然環境がみられます。この多様な自然環境では、540科3,363種の動植物がみられ（H21～H22 宇都宮市自然環境基礎調査より）、多様性豊かな地域であることが確認されました。



2) 歴史・文化

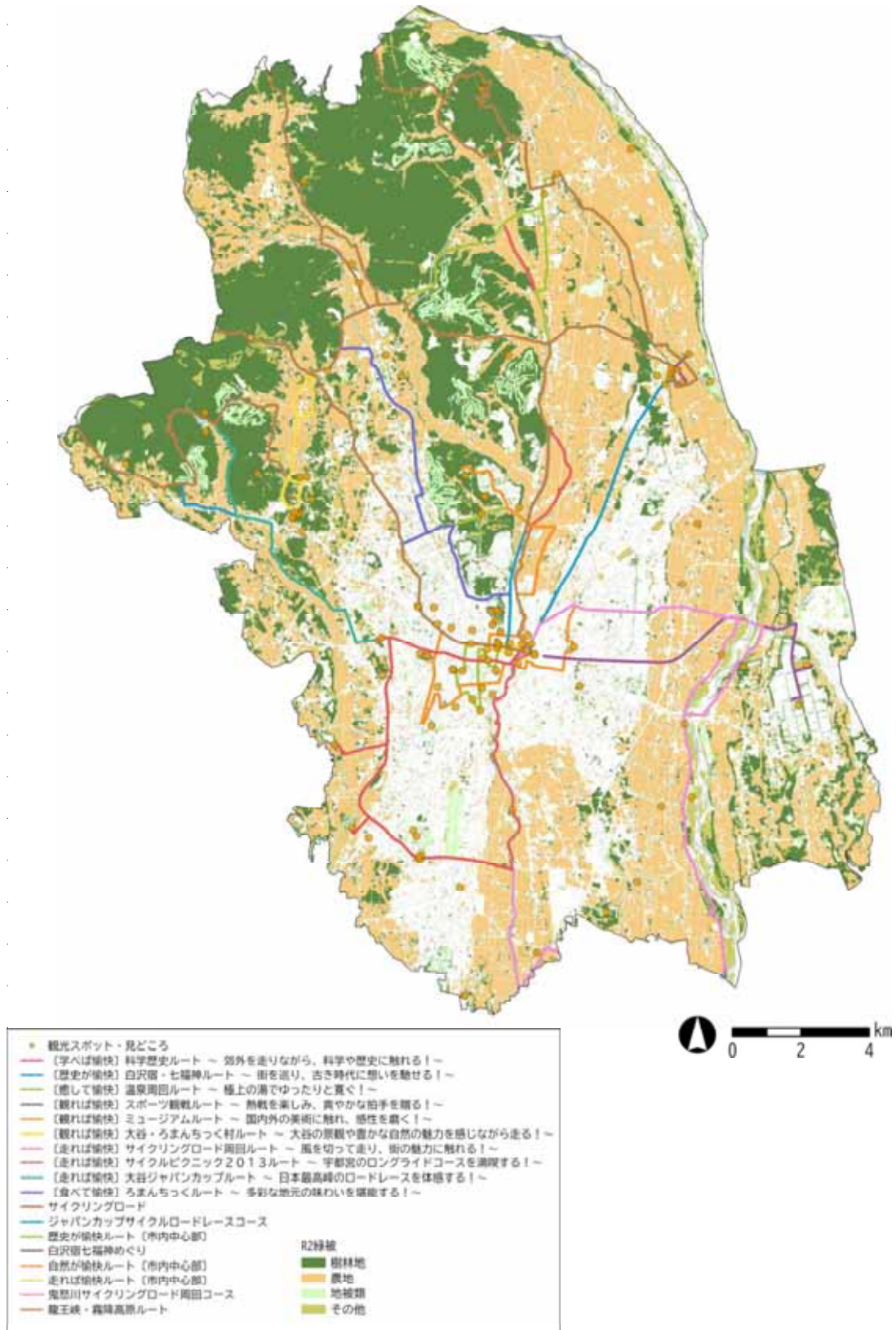
城下町、宿場町文化の面影が残る本市は、緑に関連のある歴史的資源も数多く存在しています。

史跡としては、国の指定文化財である大谷摩崖仏、飛山城跡、県の指定文化財である塚山、長岡百穴、笹塚、大塚などの古墳が残されています。また、市内の旧城下には二荒山神社などの社寺が数多く存在し、日光街道の杉桜並木も旧街道の面影を伝えるものとなっています。



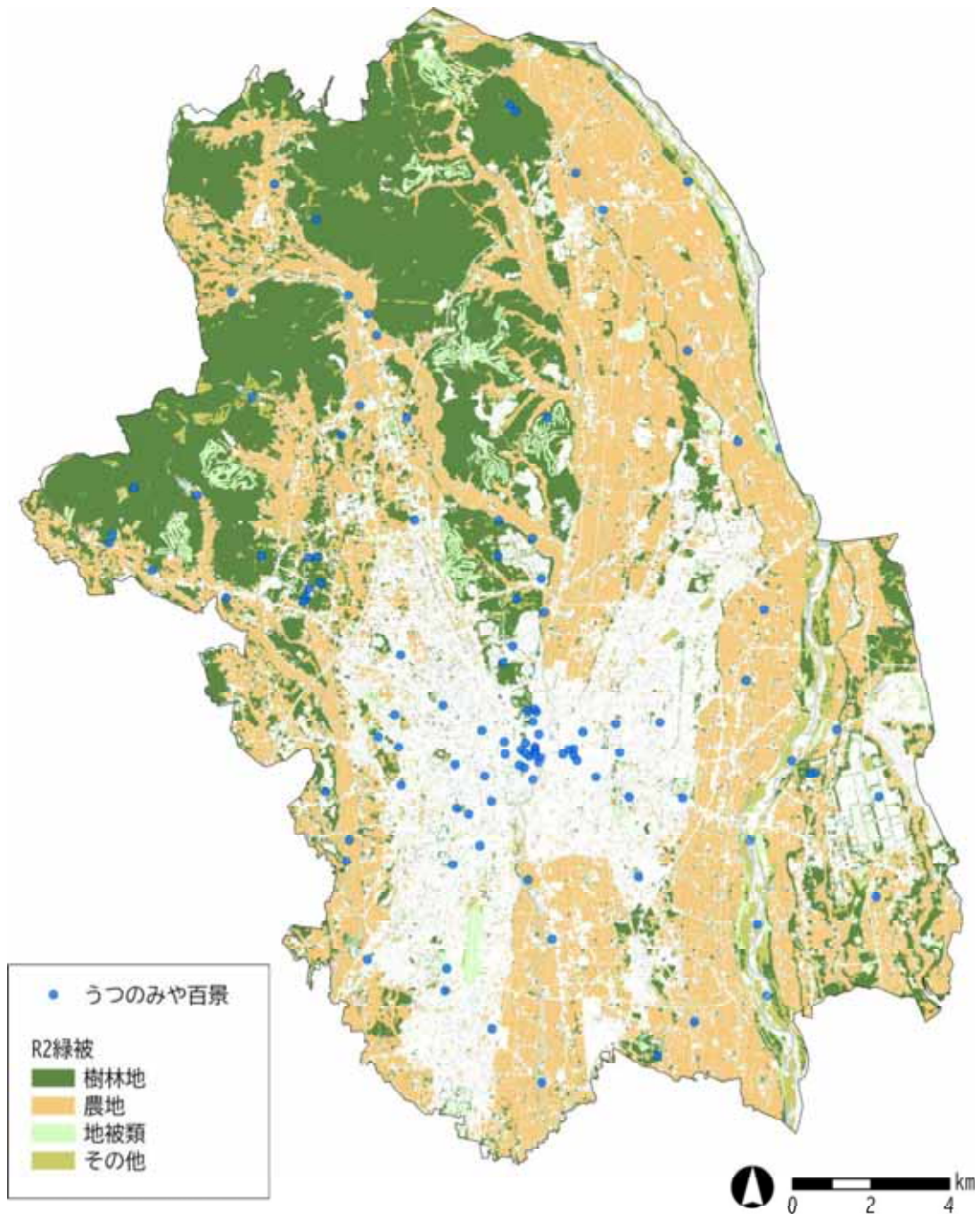
3) 観光

本市では、旭町の大いちょう、田川コスモスロード、慈光寺や祥雲寺の桜など、緑に関連のある観光スポット・見どころが数多く存在しています。



4) 景観

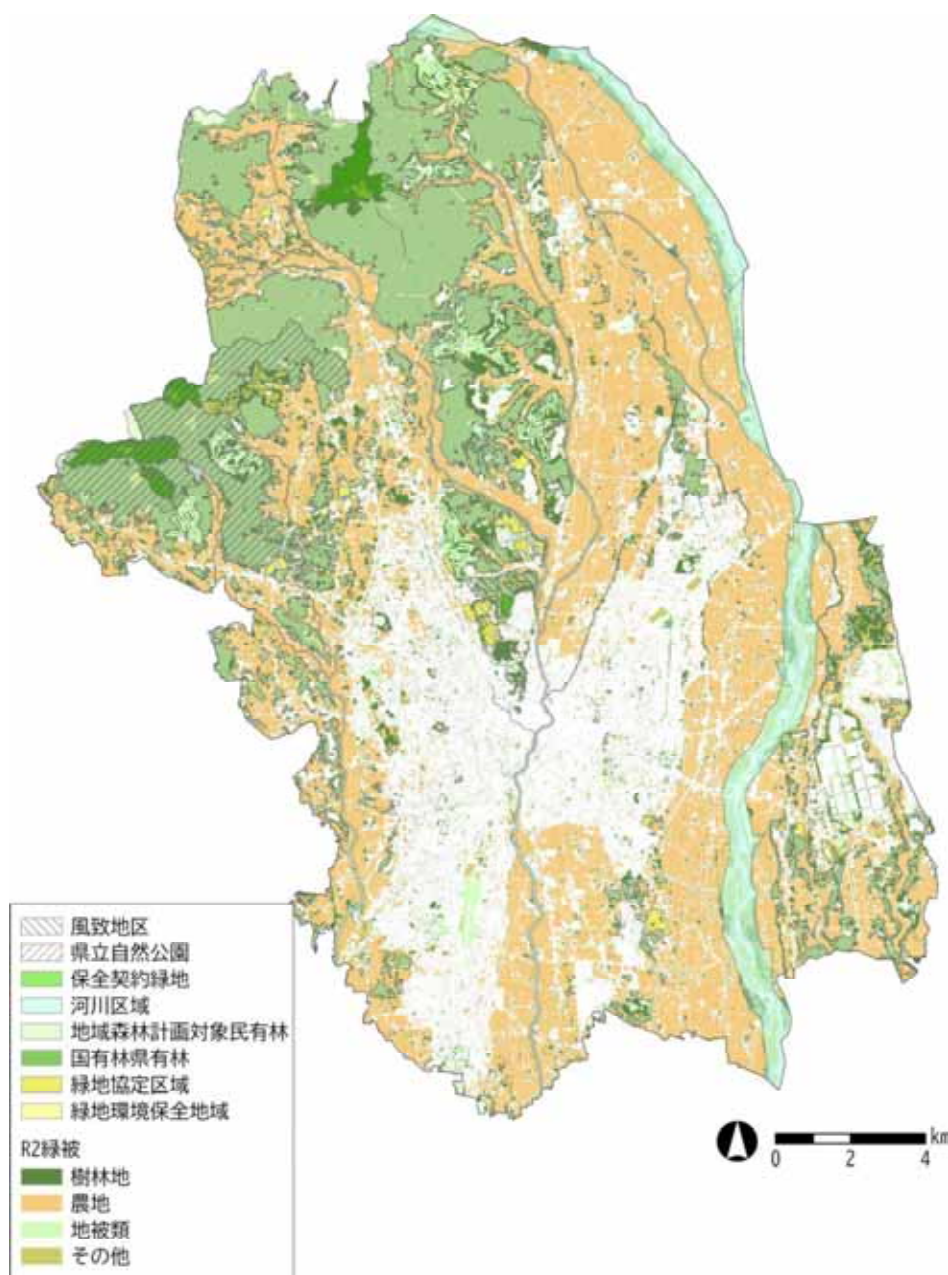
本市では、日光街道の桜並木、釜川プロムナード、そば畑と篠井の山並みなど、緑に関連のある数多くの景観資源がうつのみや百景に選ばれています。



2. 本市の緑の状況

(1) 山林・樹林

自然公園や保安林，風致地区等の地域性緑地の指定により，山林，樹林地が保全されている一方，林業経営体は平成 22 年（現行計画策定時）から約 6 割に減少しました。



山林・樹林の保全状況

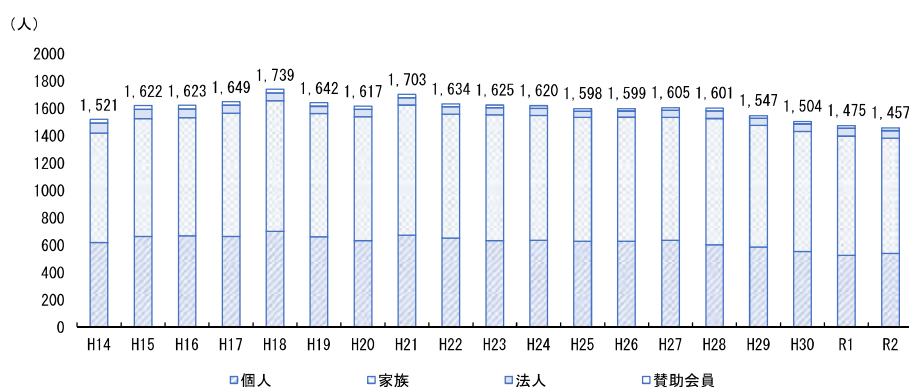
グリーントラストうつのみやは、平成 2 年の身近な緑の減少に危機感を持つ市民が中心となった設立された市民組織「グリーントラストうつのみや市民会議」を母体として、平成 3 年に財団法人として設立され、平成 25 年 4 月に公益化し「公益財団法人グリーントラストうつのみや」となりました。



林業経営体の推移

現在、市内 4 か所の緑地（長岡樹林地や鶴田沼緑地、戸祭山緑地、海道小北樹林地）で、各ボランティアグループが保全活動を行っています。

主な活動として、下草刈りや落ち葉さらいといった樹林地の保全、昆虫観察会や野菜の収穫体験といった自然学習や体験活動支援、写真コンテストや絵画コンクール、トウキョウサンショウウオなどの動植物のモニタリング調査を実施しています。



グリーントラストうつのみやの会員数の推移

また、長岡最終処分場第 2 埋立地跡地を自然豊かな森に回復することを目指して平成 20 年～平成 29 年までの 10 年間に「もったいないの森長岡植樹祭」を開催し、市民が参加する植樹イベントを実施しました。

もったいないの森長岡植樹祭の実績

回数	開催日	参加人数 (人)	植樹区画面積 (m ²)	樹木の植樹本数 (本)
第 1 回	平成 20 年 6 月 22 日	450	1,000	3,100
第 2 回	平成 21 年 9 月 27 日	300	800	2,100
第 3 回	平成 22 年 9 月 26 日	210	700	2,300
第 4 回	平成 23 年 9 月 25 日	192	720	2,350
第 5 回	平成 24 年 9 月 23 日	157	550	2,060
第 6 回	平成 25 年 9 月 29 日	188	500	1,800
第 7 回	平成 26 年 9 月 21 日	206	520	1,800
第 8 回	平成 27 年 9 月 27 日	179	468	1,650
第 9 回	平成 28 年 9 月 25 日	157	380	1,150
第 10 回	平成 29 年 9 月 24 日	166	395	1,100
累計		2,205	6,033	19,410



長岡最終処分場埋立地跡地での植樹



鶴田沼緑地での下刈り 写真：グリーントラストうつのみやパンフレット



長岡樹林地での環境学習
写真：グリーントラストうつのみやパンフレット

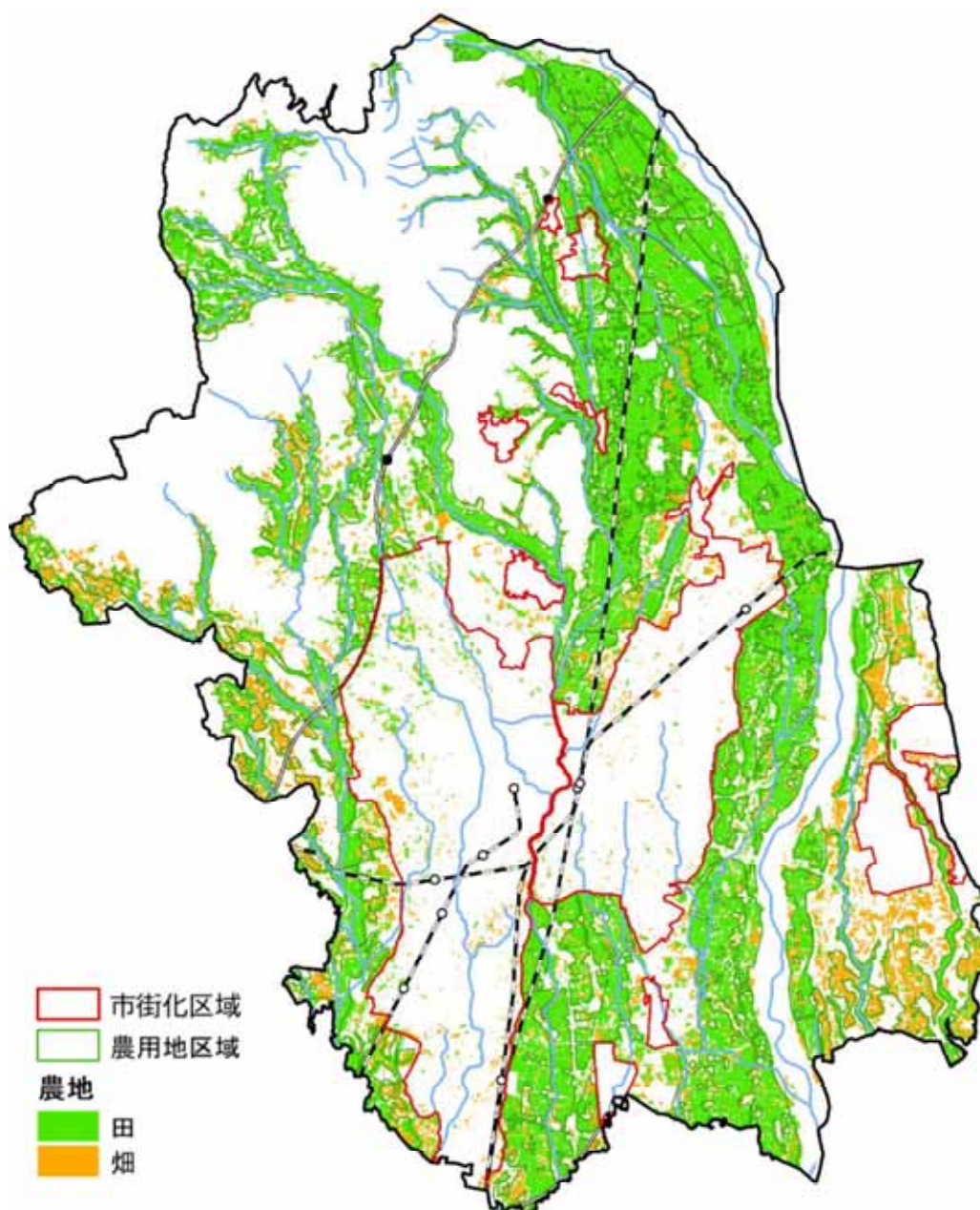


戸祭山緑地での企業連携による保全活動(生き物つながり活性化事業)

(2) 農地

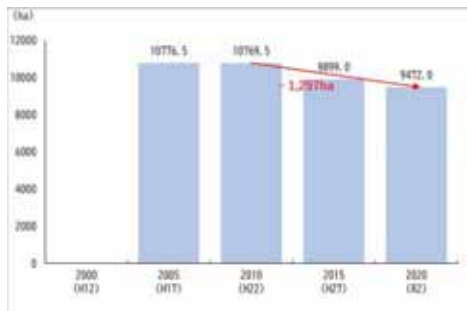
市街地周辺の河川沿いに農地が広がっており、低地は主に水田として、台地は主に畑地や果樹園として利用されてきました。

宇都宮市では R4（2022）年より、緑豊かな都市環境の形成や都市における貴重な緑空間の保全等に向け、NCC のまちづくりと連携しながら市街化区域内の農地（都市農地）の適切な保全を図る「生産緑地制度」を導入しました。

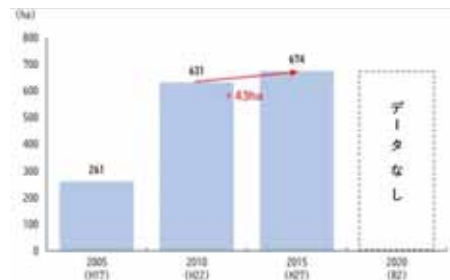


農地の分布状況

- 市内の経営耕地面積は、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年にかけて 1297.5ha 減少しています。また、耕作放棄地は、平成 22 (2010) 年から平成 27 (2015) 年 にかけて 43ha 増加しています。



宇都宮市の経営耕地面積の推移
出典 宇都宮市統計書



宇都宮市の耕作放棄地面積の推移
出典 農林業センサス

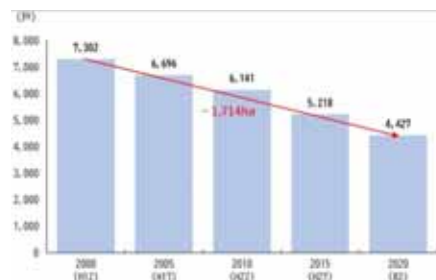
市内の学校における環境配慮行動の推進を目指して策定された、「宇都宮市みやエコスクール認定制度」の認定校のうち、学校田での稲作に取り組んでいる学校も存在しています。

河内ふれあい市民農園には、ふれあい広場が整備されており、地域の憩いの場となっています。また、宇都宮市農林業公園されたろまんちっく村にはクラインガルテンやハーブ農園等が整備されており、利用者が直接農とふれあう機会の提供を行っています。



ろまんちっく村での農業体験の様子

宇都宮市内の農家戸数は年々減少しており、平成 12 (2000) 年から令和 2 (2020) 年にかけて、1,714 戸が減少しています。また、農業従事者数全体に占める 65 歳以上農業従事者数の割合は、平成 22 (2010) 年から令和 2 (2020) 年にかけて 32.4%増加しています。



宇都宮市の農家戸数の推移
出典 宇都宮市統計書

平成 22 年時点



令和 2 年時点



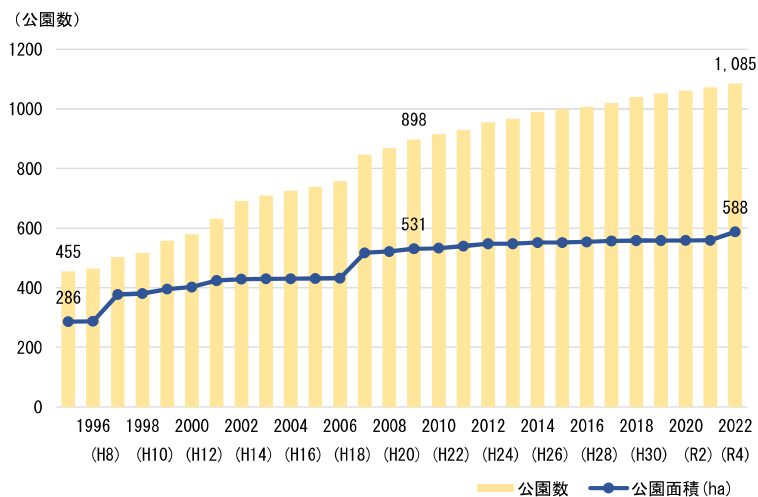
宇都宮市内農業従事者の年代別割合
出典 農林業センサス

(3) 公園

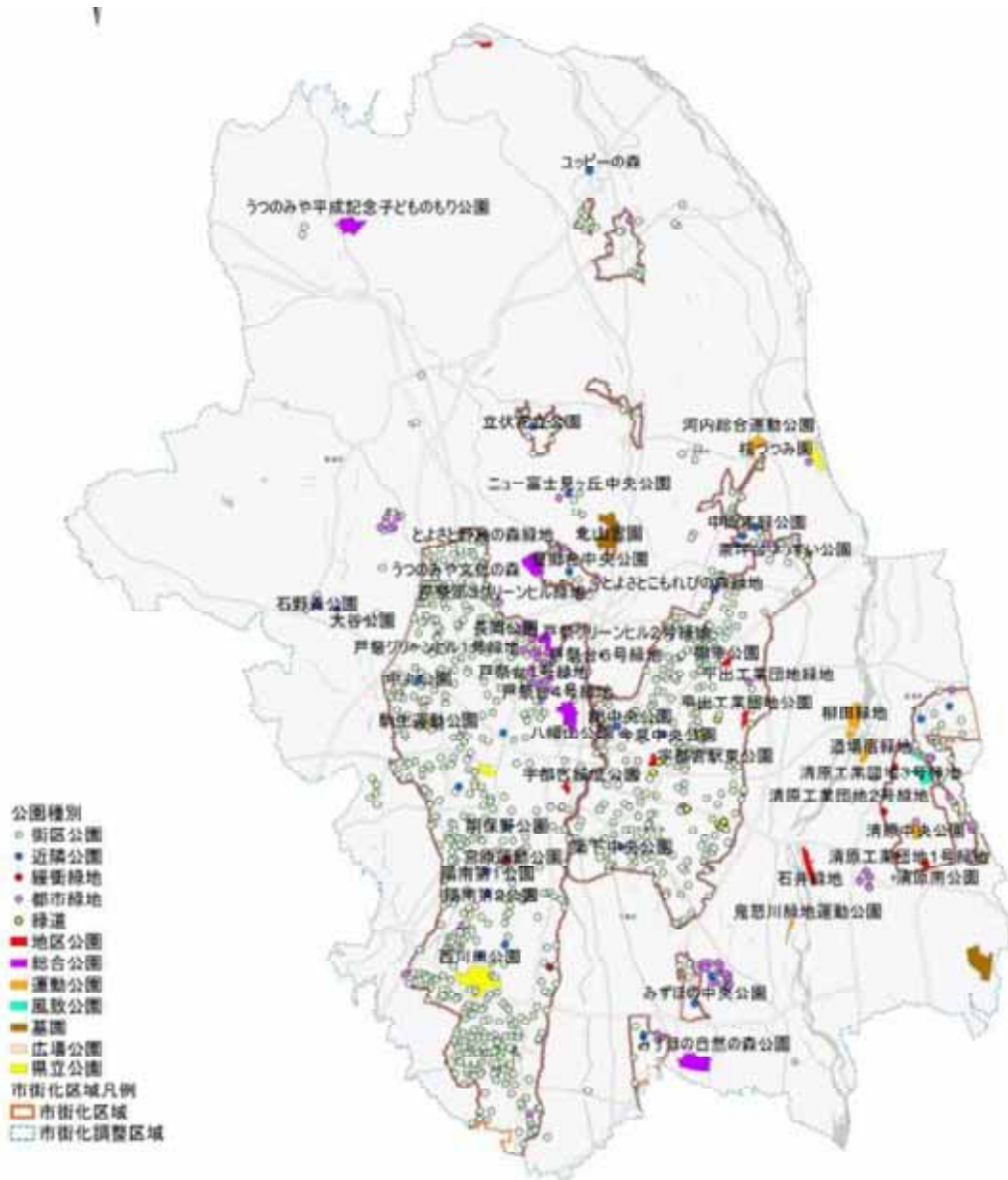
令和4年(2022)年4月現在の市内の都市公園箇所数は1085箇所、総面積は587.56haで、市民一人当たりでは11.4㎡/人となっています。上戸祭山緑地、中里原緑地等の都市緑地が開設し、一人当たりの公園面積が増加しました。

市民の身近な生活空間において整備される公園として、街区公園と近隣公園がそれぞれ954箇所、26箇所整備されています。街区公園は、235箇所増加しているものの、総面積は75.4haから83.3haと、7.9haの増加に留まっています。これは近年500㎡以下の小規模な公園が、宅地開発に伴って多く整備されてきているためだと思われます。

こうした開発行為にともなう小規模公園の増加、開設後30~40年経過した施設の老朽化等により、公園維持管理費は増加傾向にあります。



公園面積・箇所数の推移

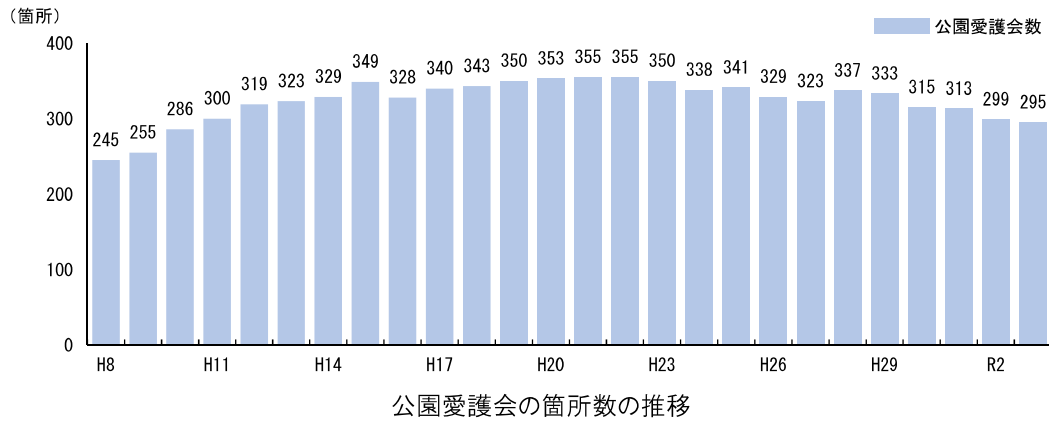
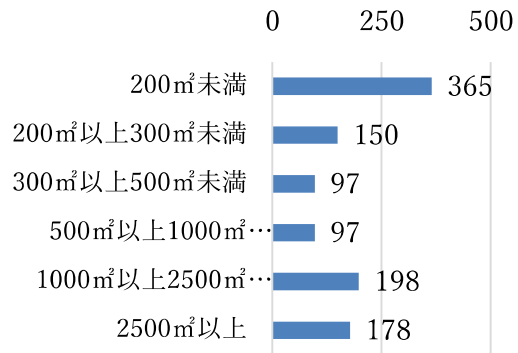


都市公園の位置

公園箇所数・面積 令和4年4月1日現在

種別	公園数	面積 (㎡)
街区公園	954	833,544.02
近隣公園	26	474,249.11
地区公園	8	329,917.60
総合公園	6	1,052,100.17
運動公園	8	1,876,641.68
風致公園	1	166,000.00
墓園	2	127,500.00
緩衝緑地	4	299,936.53
都市緑地	65	694,677.08
緑道	9	15,836.00
広場公園	2	5,223.00
計	1,085	5,875,625.19

面積別の公園箇所数



(4) 都市緑化

1) 道路緑化

宇都宮市では、県庁前通り、中央通り沿いのトチノキ、日光街道沿いの桜並木など、良好な道路景観を形成しています。このような良好な環境を保全するため、下枝等の剪定を適宜行う等安全な道路通行空間を確保しながら、樹種に合わせた樹形管理、老木化したサクラの植え替え、立枯れした街路樹の伐採を行い、適切な維持管理を実施しています。また、街路樹の維持管理や植替えについては、地元自治会等と協議しながら実施するとともに、平成 12 年度からは樹木の里親制度を活用し、市の中心部の路線で、当制度の PR 効果が高く、地域活動が盛んな地域を重点路線に指定して日常的な管理を行っています。また、平成 18 年度からは、ストリート緑化事業を開始し、現在、シンボルロード、東武馬車道通り、ユニオン通り、みはし通りを対象に、市民団体等が主体となってハンギングバスケットやプランターの設置を行っています。

しかし、市民アンケートでは、トチノキの落ち葉や実の害、根上がりによる歩道持ち上げ等が問題点として挙げられているほか、中心市街地における街路樹の適切な配置を求める意見も多く、暮らしやすく魅力ある都市空間の形成やウォーカブルなまちづくりを推進していく上での課題も生じています。



県庁前のトチノキ



駅東公園のイチョウ

【都市部の緑の問題・困っている点】



2) 公共施設の緑化

都市公園以外の施設緑地として、学校、運動施設、チビッコ広場や市民農園、市役所や文化センター、図書館などがあります。また、とちぎ健康の森（19.27ha）や宇都宮市農林公園（44.46ha）などは、総合公園（標準面積 10～50ha の規模）程度の広い面積を持っています。宇都宮市では、公共施設おもてなし緑化事業等により、公共施設の屋上、壁面、外構等の植栽や花壇・プランターの設置等によって緑化を進めています。

(5) 市民・企業等の活動

1) 市街地における取組

市街地においては、宇都宮市花と緑のまちづくり推進協議会等と連携しながら、ハンギングバスケットやプランターの設置等を行っています。市街地主要施設緑化事業では、「スポレク“エコ”とちぎ（全国スポーツ・レクリエーション祭）」で使用したプランターを再利用し、これに緑化啓発のメッセージを添えた看板を取り付け、中心市街地の人の目に付き易い公共的な空間への設置を行っています。設置は緑化ボランティア等が行い、設置後の灌水等の日常的な管理作業は設置施設等で行っています。

また、平成 24 年度からは、宇都宮白楊高校の生徒が育てた花苗と宇都宮工業高校の生徒が作製した木製プランターカバーを組み合わせたものをバンバ広場やオリオンスクエア等に設置しています。平成 30 年度からは銀行やホテルなど、各企業と連携しながらプランター設置を行っています。



シンボルロードのハンギングバスケット



高校生によるプランターの設置

2) 河川沿いにおける取組

河川沿いにおいては、河川愛護会等と連携しながら、釜川プロムナードにおける植栽等の整備活動、田川コスモスロードの維持管理等を行っています。また、釜川では、NPO 法人と連携しながら、枝垂れ桜を楽しむために期間限定で川床を設置して夕方にはぼんぼりを点灯する「かまがわ川床まつり」の開催や、釜川ふれあい広場を活用した人工芝敷設による緑の創出、バーカウンターの設置、キッチンカーによる飲食の提供、催事の実施など、新たな憩いの空間づくりが行われています。



田川沿いの桜



釜川プロムナード

3) 工場周辺における取組

工場周辺においては、工場立地法に基づき、市内に立地する特定工場に対して、20%以上の緑を敷地内に確保するよう指導を行っています。工場立地法で定める緑地面積率を下回る場合には、宇都宮市工場立地に関する準則を定める条例に基づき、視覚的な緑量の確保に努めるよう指導を行っています。



工場敷地内周辺部への立木の設置状況

3. 市民意識

(1) 市民アンケート実施概要

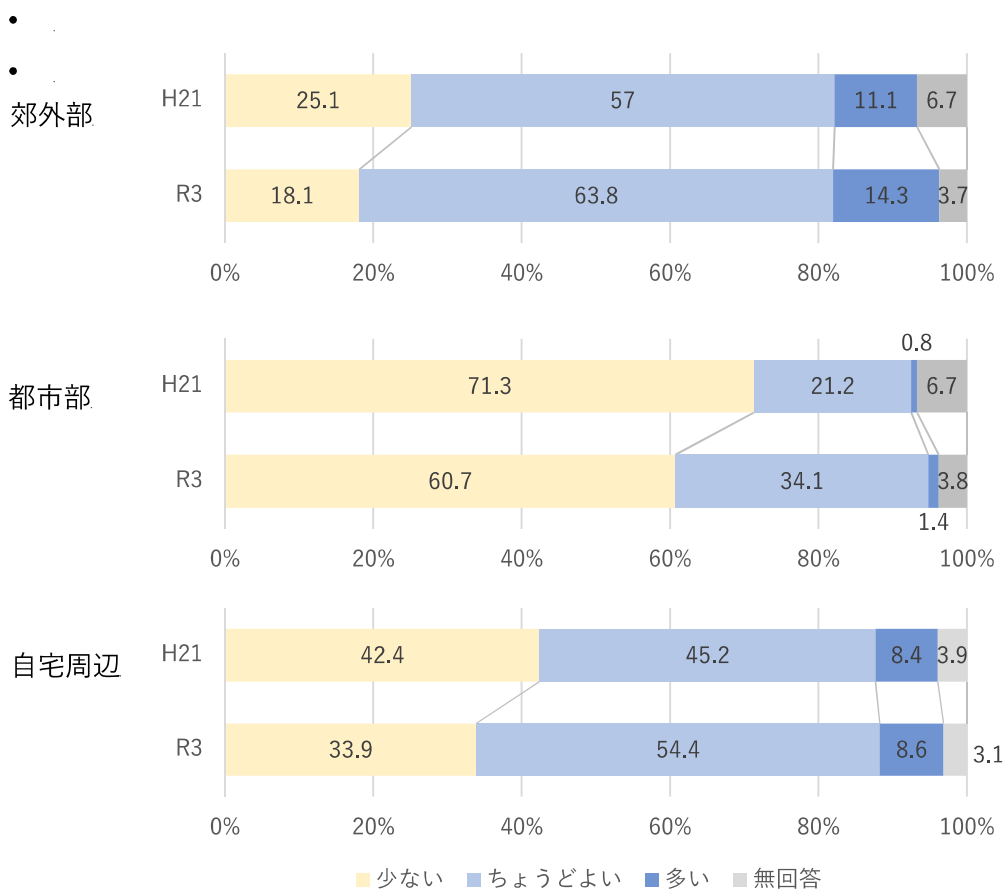
緑に係る市民の意識を把握するため、満 20 歳以上 80 歳未満の市民の 1%（約 3,900 人）を対象にアンケート調査を行いました。

市民アンケートの概要

調査項目	内 容
調査対象者	3844人
配布・回収	郵送
調査期間	令和3年1月13日～令和3年2月3日
回収結果	有効回答数1408人

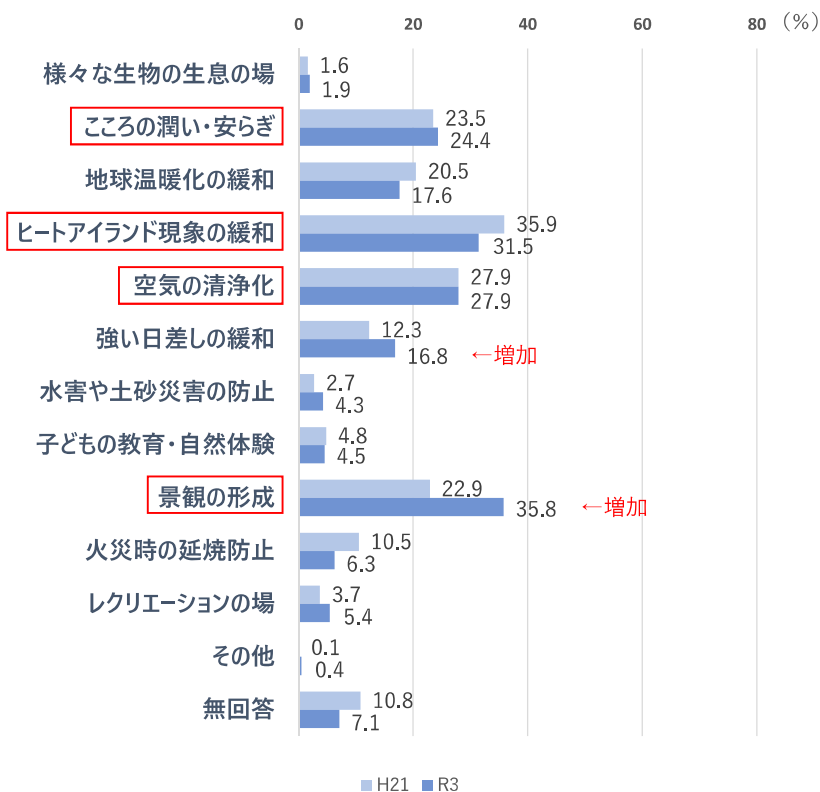
(1) 緑への満足度

- 現在の緑の量への満足度について、郊外部、都市部、自宅周辺いずれも「少ない」と感じる人が減少し、「ちょうどよい」が増加。

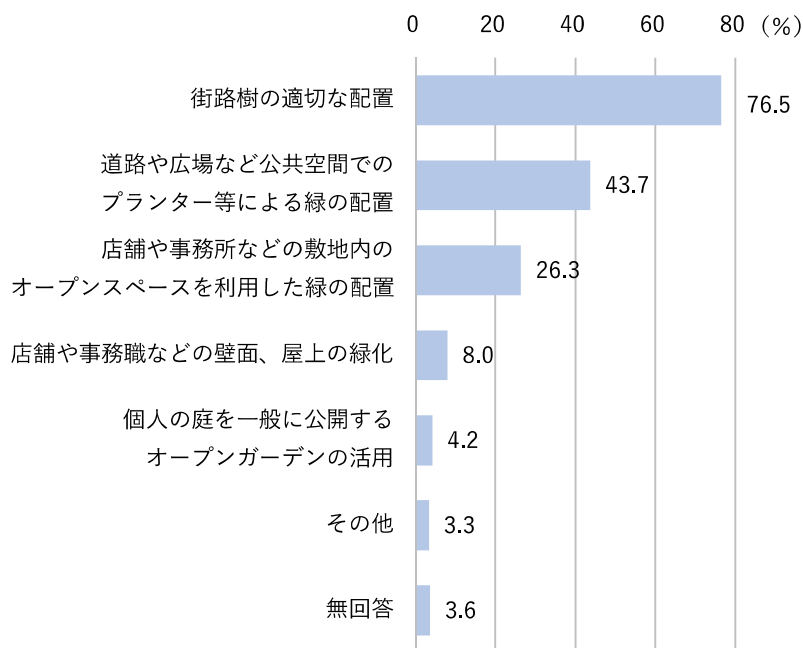


(2) 緑への期待

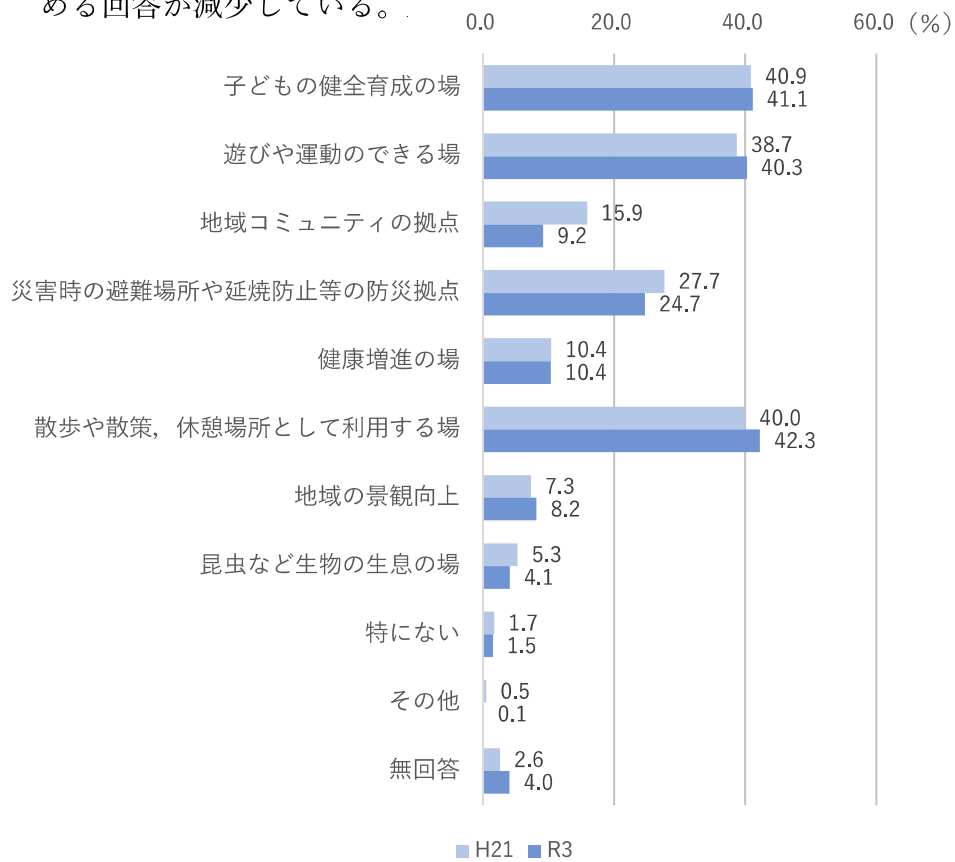
- 都市部のみどりに求める役割として、景観の形成、ヒートアイランド現象緩和、空気の清浄化、こころの潤い・安らぎが特に高い。
平成 21 年と比べて、景観の形成、強い日差しの緩和が特に増加。



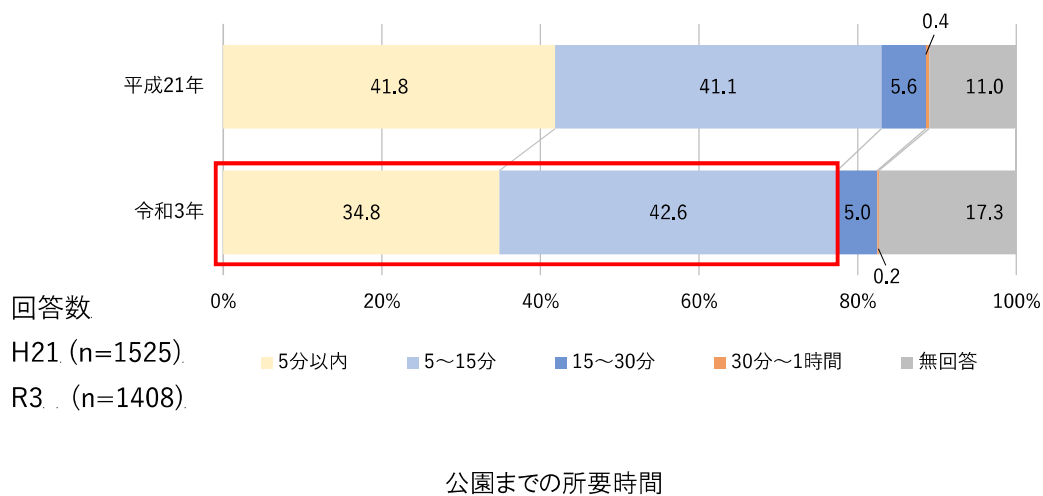
- 中心市街地のみどりを増やす取組として、街路樹の配置が最も回答が多く、次いで公共空間での緑の配置。



- 公園に求める役割として、散歩や散策等の場、子どもの育成の場、遊び・運動の場の回答が多い。一方、地域コミュニティの拠点としての役割を求める回答が減少している。



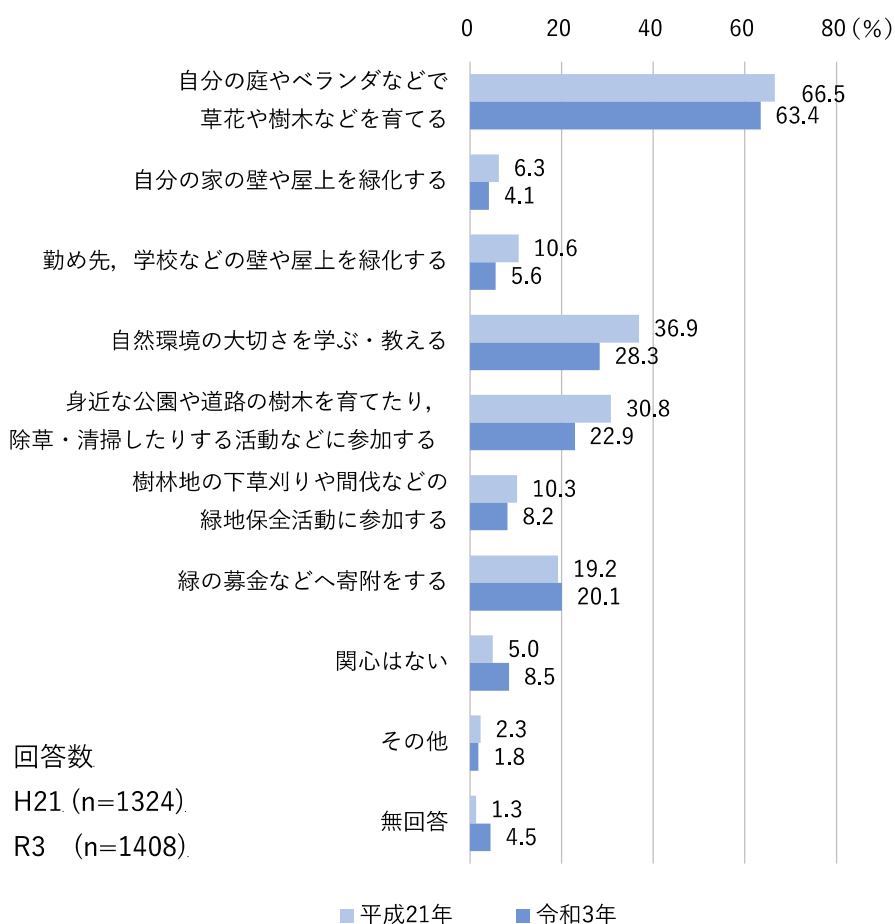
公園に行くまでの所要時間として、最も多かった回答は「5～15分」(42.5%)で、5分以内も含めると77.2%です。10年前と比較して減少したものの、多くの市民にとって身近な範囲の公園配置が望まれていることがうかがえます。



(3) 市民による取組

「みどり」に関することで今後取り組んでみたいことは、「自分の庭やベランダなどで草花や樹木などを育てる」、「自然環境の大切さを学ぶ・教える」、「身近な公園や道路の樹木を育てたり、除草・清掃したりする活動に参加する」の順になっており、身近な「みどり」にかかわりたいと思う市民が多いと考えられます。

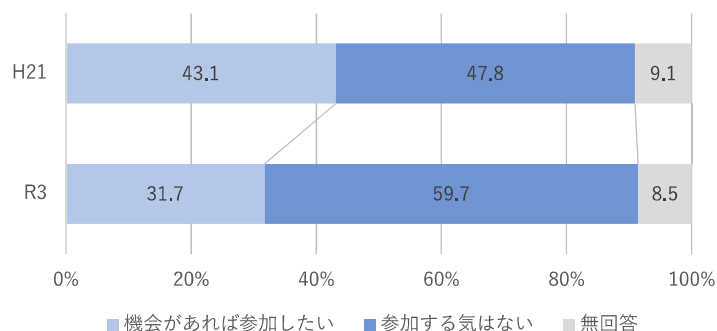
一方、「無回答」と「関心はない」と回答する割合が増えました。



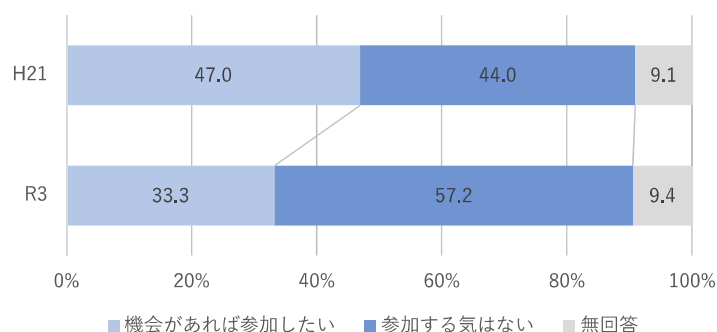
みどりに関する今後の取り組み

緑化ボランティア養成講座，緑化講習会への参考意向は，「参加する気はない」が平成 21 年から増加し，5 割を超えているが，約 3 割は，機会があれば参加したい意向を持っている。

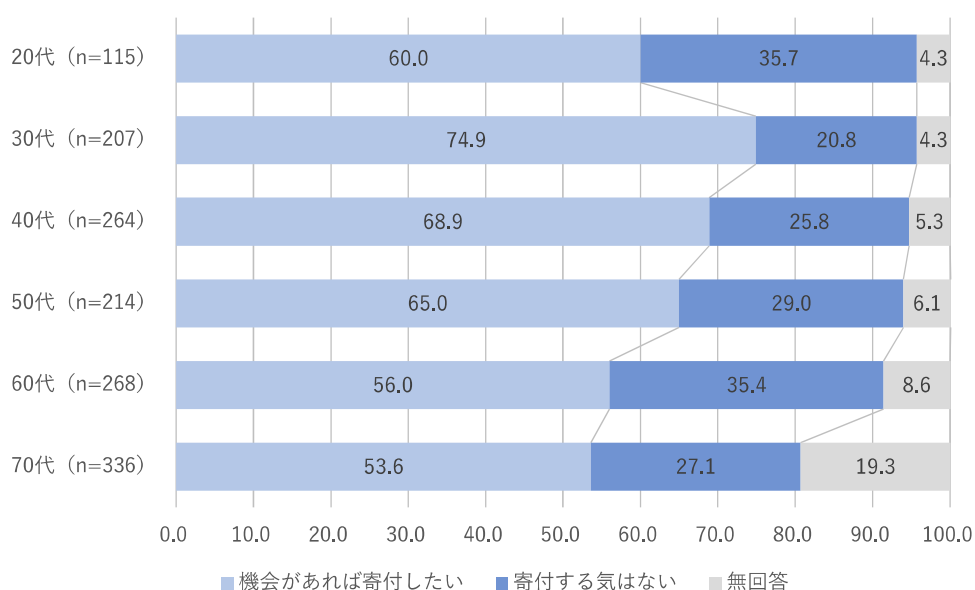
一方，緑に関する募金については，機会があれば寄附したい人が，全世代で 5 割を超えている。



ボランティア養成講座への参加意向



年齢別の緑に関する募金への意欲



年齢別の緑に関する募金への意欲